

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）  
（432）

2. 日時：令和4年12月23日 13時15分～15時05分  
15時20分～17時55分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、

秋本安全審査官、大塚安全審査官、小野安全審査官、長江技術参与

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、星野室長補佐※、西野室長補佐、高橋係長、

北嶋検査官

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他5名

原子力事業統括部 原子力安全推進グループ（主幹）※、他5名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

（1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第8条 火災による損傷の防止（DB08 r. 4. 1）

（2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r. 4. 1）

（3）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）1. 2 火災による損傷の防止【41条】（SA41 r. 4. 1）

（4）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等

対処設備) 比較表 1. 2 火災による損傷の防止【4 1 条】(S A 4 1  
- 9 r. 4. 1)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい、規制庁大塚です。それでは北海道電力泊発電所3号炉の設置変更許可申請の、
0:00:10	8条と41条に係るヒアリングを開始します。
0:00:14	それではまず、事業者の方から説明をお願いします。
0:00:18	北海道電力の金田でございます。本日はよろしく申し上げます。
0:00:22	まず私の方から、まず、まとめ資料と比較表の方、提出後今一度再確認したところ、一部ちょっと誤記と整合とれてない部分がありましたのでその辺冒頭担当の方から説明させていただきます。
0:00:36	あと感知器の増設とバックフィットの案件についても、比較表でなかなか読みきれないところ、ありますのでそういうところの説明であるとか、あと、美浜3号機の方でしてきました。
0:00:47	PWRで従来電線化につきましては、分離っていうことをやってなかったんですけどその辺泊明日やることにしますので、その辺の説明もさせていただきます。よろしくお願いいたします。
0:00:57	それとあと、今までの審査6条の方で、タービントリップ機能の扱い、今、防護対象から外す形になってますけどいえる形で整理することにしましたのでその辺の説明をさせていただくと、
0:01:08	あとこれちょっと我々ちょっと抜けてたのが、RCPBのバウンダリ、従来より拡大範囲が増えてますのでそのこのところについても、対象範囲に入れる形にします。
0:01:18	あと屋外の消火栓ですけれども、美浜ごめん、すみません、女川の方を見ますと、ちょっと我々が書いてるより情報量が多いところあるんですよそれについては、今回ちょっと反映できてませんけれども、
0:01:30	同レベルまでしっかり拡充する形で整理をしようと思っております。
0:01:35	以上の話も含めまして、担当の方から約30分少々で、まず説明させていただきます。よろしくお願いいたします。
0:01:46	北海道電力の向井仲野です。
0:01:49	では説明させていただきます。8041条の内部火災のご説明をさせていただきます。御説明に当たりましては、
0:01:58	比較表の比較結果等を取りまとめた資料で説明をさせていただきますが、その前に先ほど金田から申し上げました通り、まとめ資料で比較表と、あと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:11	取りまとめた資料で比較表とあと、取りまとめた資料とで、整合がとれていないものですか、あと誤記があるものにつきまして、ご説明させていただきます。
0:02:23	ではまず、まとめ、すいません。取りまとめた資料と、あと比較表で整合がとれていなかったものについてご説明いたします。こちらにつきましては、
0:02:34	五つ、8条41条でございます、それぞれご説明させていただきます。
0:02:40	ではまず、一つ目なんですけれども、
0:02:43	トリア取りまとめた資料でいきますと、ページ数が8-
0:02:54	八条-20ページ。
0:02:57	でございます。
0:03:00	あ、申し訳ありません。
0:03:02	申し訳ございません。まとめ資料でいきますと、8条-20ページでございます。比較比較表の方でいきますと、8-
0:03:12	本文-24ページでございます。
0:03:20	こちらの(1) 主要な構造材に対する不燃剤の使用について、失礼いたしました。主要な構造材に対する不燃材の使用という部分で、
0:03:33	まとめ資料と比較表で整合とれてないものがございます。具体的には、
0:03:39	まとめ資料ホまとめ資料側の方で、上2行でございます営業で、奥という漢字が書いてましてそのあとされる電気配線は、
0:03:49	コンマ打ってましてそこから2行目の、
0:03:55	5文字目の5文字のところなんですけど使用する設計と書いてあるところでございます。こちらにつきましては、こちらのまとめ資料には、
0:04:05	冒頭に書いてあるんですけれども、比較表の方では、
0:04:10	こちらは、こちらの(1)の最終行に来ている文章でございます。正確にはこちらは比較表の方の最終行に来るものが正しい記載になっておりますので、
0:04:21	こちらのまとめ資料につきましては、次回ヒアリングまでに修正させていただきます。こちらが1点目でございます。
0:04:30	はい。
0:04:31	8条-20ページのまとめ資料の方でいきますと、
0:04:35	上2行、(1)の主要の構造材に対する不燃材の使用の運営でございます。
0:05:00	とする。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:04	上 2 行が本来一番下の方の最終行で切とするってのが設置されるってな って、ここ張り付ける城戸新居洋行編に貼り付けてしまってちょっと気 づかなかったですすみません。
0:05:16	そういう間違いがありました。
0:05:28	こちらが 1 点目になります。
0:05:30	続いて 2 点目でございます。
0:05:32	そして 2 点目が、まとめ資料の方でいきますと、八条――68 ページでご ざいます。
0:05:45	比較表のほうでいきますと、8―本文―105 ページでございます。
0:05:55	こちらまとめ資料側でいきますと、記事記載の順番がセント選択放出方 式、
0:06:02	単独放出方式の順で記載しておりますけれども、比較表では、それが逆 になっております。こちらにつきましても、
0:06:12	女川さんの記載を
0:06:16	に合わせるという考え方をしますとこちらも比較表の記載の順番が正し いので正しいので、こちらにつきましても、まとめ資料の本文を次回ヒ アリングまでに修正させていただきます。
0:06:33	こちらが、2 点目でございます。
0:06:37	次が 3 点目が、
0:06:40	まとめ資料でいきますと、ページ数が 8―
0:06:45	資料 2―20 ページでございます。
0:06:57	はい。
0:06:58	8―資料 2―20 ページでございます。
0:07:08	比較表が、
0:07:10	8―別添 1―資料 2―本文、―26 ページでございます。
0:07:20	はい。
0:07:22	8―別添 1―
0:07:25	資料 2―、本文の 26 ページでございます。
0:07:35	こちらの 5.75、5 ポツ 7 ポツの原子炉停止後の除熱機能の文章の
0:07:44	下 5 行が、
0:07:47	下 5 行のうち、
0:07:49	括弧書きで書いております主蒸気安全弁。
0:07:53	主蒸気逃がし弁括弧、首藤技師機能と書いて、まとめ資料の本文には記 載しているんですけれども、比較表の方には、
0:08:03	主蒸気逃がし弁括弧

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:06	手動逃がし機能というものは記載されておられません。
0:08:11	こちらにつきましても、こちらの市場金利貸し弁（エ）手動逃がし機能というものは、
0:08:17	こちらの消防法または建築基準法に基づく火災防護対策を行う設計としますと、まとめ資料本体に書いてあるんですけども、
0:08:25	こちらにつきましては火災防護審査基準に基づく火災防護対策を実施いたしますので、
0:08:33	こちらにつきましても比較表側の記載が正しくまとめ資料側のきか記載が間違っているものになりますので、まとめ資料側の記載を、
0:08:44	修正次回ヒアリングまでに修正させていただきます。
0:08:48	こちらが3点目になります。
0:08:51	八条側につきましては、以上になります。
0:08:55	続きまして、41条側、ご説明させていただきます。
0:09:02	41条側が二つございまして、一つ目が、
0:09:08	まとめ資料でいきますとページ数が41条の9です。
0:09:16	比較表でいきますと、
0:09:19	41の、
0:09:21	本文の
0:09:23	9ページになります。
0:09:32	こちらですが、括弧B、発火性または引火性物質である水素を内包する設備、
0:09:39	の1ポツ、
0:09:41	蓄電池につきまして、
0:09:44	まとめ資料側でいきますと、
0:09:48	上から2行目。
0:09:51	の後ろの方に書いております常設代替交流電源と記載されており記載しております。
0:09:58	対して比較表側では、
0:10:01	常設代替交流電源設備と記載させられておりますけれども、こちらにつきましては、比較表の方の常設代替交流電源設備という記載が正しいので、
0:10:15	こちらにつきましては、非まとめ資料の方の記載を修正させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:23	こちら 41 条の 1 点目でございます。続きまして 2 点目でございます。2 点目が、41-すいませんまとめ資料でいきますと 41-27 ページでございます。
0:10:43	比較表でいきますと、41-本部-38 でございます。
0:10:53	こちらの、10 ポツ 5 ポツ 2 ポツ 1 の概要、
0:10:58	の部分で、概要の下から 2 行目、
0:11:03	2 号機が整合とれてないものがございます、具体的に申し上げますと、下から 2 行目の真ん中、まとめ資料でいきますと真ん中辺に書いております。
0:11:16	消火設備の破損、
0:11:18	誤作動または誤操作と記載しております。こちらの記載のうち、補まとめ資料が誤作動と記載しておりますけれども、比較表ではこの誤作動という部分が誤動作と記載しております。
0:11:32	こちらにつきましては、こちらにつきましても
0:11:37	比較表のあと誤動作という記載が正しいので、こちらにつきましても、まとめ資料側の方の記載を誤作動から誤動作に修正させていただきます。
0:11:52	こちらが、以上が、8041 条のまとめ資料と比較表で、整合がとれていなかったもののご説明になります。続きまして、
0:12:05	まとめ資料と比較表ともに、
0:12:08	動きの部分につきましても、1 件、触れさせてください。
0:12:15	八条側に戻ります八条側の、
0:12:19	まとめ資料でいきますと、
0:12:24	8-8 条-の 64 ページでございます。
0:12:36	比較表でいきますと、
0:12:38	あと 8-本分-100 ページでございます。
0:12:46	こちらの (5) 番。
0:12:49	に記載しており、(5) 番全域ガス消火設備の部分に、
0:12:55	まとめ資料比較表ともに誤記がございます、エポ II B ポツに、
0:13:02	のそれぞれの消火設備の後ろに括弧 1 分 1、1 号 2 号及び 3 号炉共用と書いておりますけれども、こちらの A ポツと AB ポツに記載しております。
0:13:14	ハロゲン化物消火設備と二酸化炭素消火設備についてはこちらは、3 号炉の設備、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:21	になります。共用の設備はなく3号炉の設備になりますので、こちらの記載は、誤記ですので、次回までに修正させていただきます。
0:13:33	こちらが
0:13:36	動きのものになります。
0:13:42	続きまして、
0:13:45	先日のヒアリング、今、今までヒアリングですとか、そういった部分で、今の記載から変更が必要と認識している部分についても、冒頭で触れさせていただきます。
0:13:59	こちらにつきましては、3点。
0:14:02	はございまして、
0:14:04	ご説明させていただきます。
0:14:06	1点目が、
0:14:09	先ほど、
0:14:11	彼らも申しました通り、タービントリップ機能の話になります。で、
0:14:17	こちらの、
0:14:18	現在の記載から変更が必要と認識している部分につきましては、比較表の方で説明させていただきますので、比較表のほうで説明させていただきます。
0:14:29	比較表でいきますと、
0:14:31	8—本文—12 ページでございます。
0:14:43	の(3)。
0:14:45	2書いております。
0:14:47	原子炉の高温停止及び低温停止を達成し維持するために必要な構築物系統及び機器の部分。
0:14:54	ございまして、こちらについては、もともと
0:14:59	先日ございました六条でのヒアリングでご説明した、させていただきます通り、タービントリップ機能は、安全評価上期待する設備はないと
0:15:11	もともと整理しており、八条側でもそのように整理しておりまして、
0:15:17	こちらの、
0:15:18	原子炉の高温停止、高温停止及び低温停止に必要な機能としては抽出していないんですけれども、
0:15:27	先日ございました六条のヒアリングの結果踏まえまして、八条側でも
0:15:35	機能として必要と判断して、こちらは機能として加えることとさせたいと考えております。
0:15:43	で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:15:43	衛藤。
0:15:45	現在社内で検討は実施しているんですけども、
0:15:49	笠井火災により当該機能が喪失する恐れがある際には、プラントを停止する方向で現在検討しております。
0:15:59	その上で、火災防護対策についても、検討しております。
0:16:06	続きまして、
0:16:07	2点目が、こちらも金田が申し上げました通り、RCPB側のバウンダリーの部分になります。こちらはこちらも8条、
0:16:19	側なんですけれども、
0:16:20	こちらの、
0:16:23	(3)の部分で、①に原子炉冷却材費圧力バウンダリー機能と、記載しておりますけれどもこちらの預けバウンダリー機能の
0:16:35	範囲として、
0:16:37	その十四条側、
0:16:41	追加になった範囲というものを、八条側で反映できておりませんでした。
0:16:49	なのでこちらにつきましても①の機能の範囲として、
0:16:53	17条側で示した範囲と同等、同様の範囲とするように修正させていただきます。
0:17:02	こちらが2点目でございます。
0:17:04	続きまして、3点目でございます。3点目が、こちらにつきましては、
0:17:11	8条と41条、両方に関わるんですけども、
0:17:40	あ、すいません。
0:17:44	えーとですね、申し訳ございません。八条側の方でご説明させていただきますと、比較表でいくと8-本分-57ページでございます。
0:18:03	こちらの(1)凍結防止対策の部分でして、こちらの
0:18:11	弊社の泊3号炉の記載が、女川さんに比べますと、
0:18:16	想定する気温ですとか、消火栓の使用の部分で明らかにの情報量が不足しておりますので、
0:18:25	こちらにつきましても、次回のヒアリングまでに、適切に修正させていただきます。
0:18:34	以上が、現在の記載から変更が必要と認識している部分でございます。
0:18:47	原子力規制庁の宮本です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:52	まず、まとめ資料と比較表が合っていないってこれ問題外であって、前回も言いましたけど、これ、どういう資料の管理をされてるのかなと。
0:19:02	本来ここ、そういうことは先行の審査プラントでもそういうことはありません。
0:19:09	全体の資料で誤字がありましたとか、そういうものは確かにあるかもしれないんですけどこのまとめ資料と比較表が合っていないというのは、そもそも、
0:19:18	通常だと、比較表を作った上で、比較表を、今度、まとめ資料という形に書き出せば、絶対にそのそごが出るわけがないんですよ。だからそもそもその、
0:19:31	書類の作成のやり方が全くできてないと。
0:19:37	言わざるをえないので、そこは
0:19:39	もう少ししていただいて、次回以降絶対することがないようにお願いしたいんですけど、北海道電力兼田でございます。おっしゃる通りまず本当は比較表をしっかり作り込んで、
0:19:50	そこが固まった上で、まとめ資料に落としていくってやり方、
0:19:54	演奏したんですけれども、途中でやっぱり気づいたものについて、後で直してるやつがこういうことを招いてしまってるというのがありますので、やはりそこはおっしゃる通りしっかり全部比較表を作った後に、まとめ資料を落としていくって形にしますので、
0:20:07	今すべての条文に対して総チェックかけることにしますので、次回からこういうことないように、しっかり、
0:20:15	たいと思います。宮本ですけど、総チェックじゃなくて、
0:20:18	そのチェックはその通りなんだけど、そもそもそのマネジメントがおかしいんじゃないかっていう話をしてるので、そこはよく確認してください。北海道で言う金田です。確かに
0:20:28	資料の作成の手順としての順番もそもそもおかしいというふうに思いますので、そこについても、今後改めていきたいと思います。その上河西数も含めた、こういうヒアリングで15分から始まっているにもかかわらず10分その説明をしなければいけないってこと時間のロスっていう考えて、
0:20:46	もう少し、効率的な進め方も含めて考えていただければ、ヒアリングもやる意味がなくなってしまうので、そこはしっかり今後改善いただければと思います。いいですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:59	北海道の甲斐です。承りました。申し訳ございませんでした。
0:21:05	説明を始めてください。
0:21:12	北海道電力向井仲野です。
0:21:16	それではまず、八条側からご説明させていただきます。80をご説明しまして、続きまして41条側もご説明するんですけども、
0:21:27	比較表、すいません、比較結果等を取りまとめた資料でご説明させていただきますが、8条と41条側で同じような記載、同じような部分、多々ございますので41条側につきましては、
0:21:40	8条にはない部分だけご説明させていただくという形でさせていただきたいと思います。
0:21:50	ではまず八条側からご説明させ、比較結果等を取りまとめた資料についてご説明させていただきます。
0:21:59	まず、1-1の、
0:22:01	設計方針、運用体制等を変更しまとめ資料を修正し、した箇所とその理由ですけれども、
0:22:09	まず
0:22:11	AぽつからCぽつにつきましては、こちらについては、ございません。その上でdポツ、当社が自主的に変更したものと三つございます。
0:22:21	具体的には系統分離対策の見直し、
0:22:25	二つ目が埋設消火配管の一部地上化、三つ目は、火災区域区画の見直しでございます。1点目の下、系統分離対策の見直しにつきましてはこちらは
0:22:36	三つの系統分離対策、
0:22:40	のうち一つをとるという、
0:22:45	形かと思うんですけども、この三つの系統分離対策のうち、6メートル離隔感知し、プラス消火、
0:22:54	というふうな系統分離対策を、2000、当時2017年当時とっていた箇所ございましたが、こちらにつきましては可燃物管理の
0:23:05	運用性を踏まえまして、6メートル離隔感知消火という系統分離対策とったところは、すべて1時間感知消火に変更しております。
0:23:18	2点目の埋設消火配管の一部地上化につきましては、こちら一部の埋設管を
0:23:27	工事で損傷してしましましてこちらにつきましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:31	再度埋設化というものが困難でしたので、そちらの損傷箇所につきましては、一部地上化を実施しております。なお、地上化した部分につきましては、
0:23:43	女川さんですとかそういった先行プラントさんと同様に、保温材を巻いて凍結防止対策を実施しております。
0:23:52	続きまして、
0:23:53	火災区域区画の見直しでございます。
0:23:57	こちらについては、
0:23:59	2017年当時は、一つの火災区画に対して、消火困難対応として設置している自動消火設備、
0:24:09	が設置されているところとされていないところが一つの区画の中で混在しておりました。
0:24:19	でしたね。だったので今回ですね、ここ数年混在してますと、各火災区画の管理におきまして、
0:24:29	こちらの運用面なんですけども煩雑な面ございましたので、混在しないように
0:24:35	火災区画を
0:24:39	消火コアの消火設備が設置されている。すいません、自動消火設備が設置されているところとされていないところで火災区画で分ける。
0:24:50	ことにいたしましてそのような形で、火災区域区画を見直しております。
0:24:55	こちらが3点目です。
0:24:57	続きまして、1-2に行きます。1-2、設計方針運用体制を変更するものはないが、まとめ資料の記載の充実を行った事項でございます。
0:25:09	こちらの、
0:25:10	ポツ、大飯34号炉さんのまとめ資料と比較した結果、変更したものはございません。bポツの女川笹女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したものについては、
0:25:25	まとめ資料全般に対して、女川2号炉の審査実績を反映いたしました。
0:25:32	cポツの、
0:25:33	他社審査会合の指摘事項を確認した結果変更したものは、こちらはございません。
0:25:39	dポツの当社自主的に変更したものを、1件ございまして、こちらが火災影響評価の最新化を実施しております。
0:25:47	こちらは先ほどの1-1で申し上げました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:53	系統分離対策の見直しですとか、火災区域区画の見直しによる最新見直しを行ったことによって、火災影響評価の最新化もそれに伴いまして実施しております。
0:26:05	こちらが
0:26:08	1-2のご説明以上でございます。
0:26:11	続きまして、1-3、バックフィット関連事項としまして、火災感知器設置要件等に関する関係審査基準の改正、こちらについてご説明させていただきます。
0:26:23	こちらにつきましては、
0:26:26	弊社としましては平成31年の火災防護の審査基準の改正に伴う変更で実施しております、
0:26:36	改正内容としては火災感知器の設置場所が、設置要件が明確化されたと認識しております。その上で、泊はバックフィット。
0:26:49	後はこちらの改正が実施される前については、先行プラントさんの実績に合わせて、安全機能を有する機器等、
0:26:59	ですとか、あとは可燃物に対して、監視ができるように、設置する火災感知器を設置する方針だったのですけれども、審査基準の
0:27:12	改定を受けまして、
0:27:15	こちらにつきましては、火災区域、全域に、
0:27:20	消防法の施行規則第23条第4項に従って設置することを方針とさせていただきます。
0:27:31	その上で、今回の
0:27:34	まとめ資料には、
0:27:37	設置するところが
0:27:40	こちらにつきましては明確化されたことによって、設置する。
0:27:45	と認識するところが増えたことによりまして、
0:27:50	それに伴いまして
0:27:55	今回のまとめ資料では、
0:27:59	最初の、
0:28:02	実際まずは消防法の施行規則に従ってつけることが方針なんですけれども、
0:28:08	実際にその火災感知器を
0:28:11	設置しない場所ですとか、あとは、誤作動防止のために、アナログ式の感知器を設置することに、弊社としてはしてるんですけれども、
0:28:25	非アナログ式を設置する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:31	非アナログ式の火災感知器を設置する箇所について、今回提出させていただきましたまとめ資料に取り込んでいる形になります。
0:28:42	すいません。説明の途中ですけど北海道電力の石川ですけど、今ね、大体 30 分程度時間が経ったんですけどでも、冒頭、30 分程度で説明って いうことだったんですが、ちょっと今の、
0:28:54	ペイスタート終わらないと思うんですねただ説明する必要があることは説明は、今、しっかりしてもらった必要があるんだけど、
0:29:00	あと何分ぐらい時説明時間からちょっと見通しをちょっと言った上で、
0:29:08	大体こういう説明をしますということを伝え、お伝えして、それでまた説明続けましょう。すいません。社内の説明、打ち合わせのような形なり申し訳ありませんけど以上です。
0:29:19	大変申し訳ございません。
0:29:22	では
0:29:24	大体あとそうですね、殊、
0:29:27	はい。
0:29:30	はい。
0:29:32	続いて、説明させていただきます。
0:29:38	北海道電力の石川ですちょっと、少しお時間ください社内で整理させていただきます。
0:30:00	はい。はい。はい。
0:30:51	北海道電力の石川説明再開させていただきます。
0:30:55	大変申し訳ございません。
0:30:59	違った、違う部分ですがそういったところを重点的にご説明させていただきます。
0:31:05	バックフィットの関連につきましては、では 2 ポツの女川 2 号炉まとめ資料との比較結果の概要の部分の中で、ご説明させていただきます。
0:31:16	こちらにつきましては
0:31:19	主立ったところをご説明させていただきます。
0:31:22	まず一つ目が、
0:31:25	ナンバー 2 番 2 でございます。ナンバー 2 番ですけども、
0:31:29	こちらは
0:31:32	蓄電池を設置する火災区域または火災区画の関係についてなんですけれども、
0:31:38	こちら、
0:31:39	につきましては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:43	申し上げますこちらにつきましてまず再説明の2行目のところに、誤記がございます。
0:31:50	工期というかすいません。ちょっと認識が不足したところがございますがございまして、2行目のこちら、
0:31:57	設備の給電先に差異はありと書いてあるんですけども、こちらは正しく給電元でございます大変申し訳ございません。
0:32:07	蓄電池なんですけれども、こちら給電元に差異ございまして女川さんは、安全機能を有する蓄電池を設置する場合は、非常電源から、
0:32:18	給電し、それ以外の蓄電池を設置する場合は常用電源から給電しております。対して、泊3号炉につきましては、安全機能を有するか否かにかかわらず、
0:32:29	蓄電池を設置する火災区画の換気空調設備は、非常用電源から給電しております。
0:32:42	続きまして、
0:32:44	No.9からNo.11に関してなんですけれども、こちらが火災感知設備のご説明でして、
0:32:53	こちらに実際
0:32:55	今回の火災の感知器のバックフィットを踏まえて、取り込んだ部分になっております。
0:33:02	はいではナンバー9からご説明させていただきます。
0:33:08	こちらにつきましては、
0:33:13	まず
0:33:15	女川さんと同様に基本的には、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器の異なる感知器を組み合わせ設置する設計としており、
0:33:30	発火性または引火性の雰囲気形成する恐れのある場所ですとか、
0:33:34	そういったところについては、非アナログ式も含め含めた組み合わせへ設置する設計としておりますけれども、その中で特徴的な場所に対して、aポツ、bポツ、
0:33:46	で示しておりますがこちらについて、こちらにつきましては、AポツBポツは、
0:33:54	女川さん泊ともに炎感知器を設置するところについて記載をしておりますが、こちらにつきましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:03	炉系の設備構成の違いによって選定される場所はまず相違しております。ただ、設置する考え方については、先行同様の考え方になっております。
0:34:19	続きまして、
0:34:27	続きましてNo.10について説明させていただきます。No.10につきましては、こちらは、
0:34:36	須永さんも泊弊社の方も、主に非アナログ式の感知器を設置する箇所についてご説明させていただいている箇所になります。
0:34:47	こちらにつきまして、
0:34:50	まず、
0:34:53	泊では海水ポンプは建屋内にえさ設置されているため、
0:34:59	こちらの屋外の火災区域がないと
0:35:03	書いてあるんですけども、こちらについては屋外区域としてその海水ポンプが屋外にないので、まず、こちらのd歩女川さんでいうdポツに関する記載については、相違しております。
0:35:20	また、市泊のcポツで書きました、原子炉格納容器につきましては、こちらは、女川さんは、アナログ式の煙感知器と熱感知器を用いるエイシ
0:35:33	設計なんですけれども、泊3号につきましては、アナログ式の音煙感知器と熱感知器以外に、非アナログ式の炎感知器ですとか、
0:35:43	あと線量の高い場所につきましては、
0:35:47	先行プラントさんの
0:35:50	実績を踏まえまして、非アナログ式の煙感知器ですとか、熱感知器を設置する設計としております。
0:35:58	その点が女川さんと相違しております。
0:36:06	また、
0:36:07	泊さんのすいません、泊3号炉のポツポツの答え器物貯蔵庫ですとか、放射性廃棄物処理建屋につきましては、こちらは設備構成の違いによって、差異になっております。
0:36:20	また、女川さんのfポツの蓄電池室については、
0:36:26	弊社は、非アナログ式ではなく、アナログ式の熱感知器と煙感知器を設置する設計になっておりまして、その際の理由としましては、
0:36:36	藤泊の蓄電池室については、多重化した換気空調設備による換金より、危険箇所該当しないと考えておりまして、アナログ式の煙感知器と熱感知器を設置する設計としております。
0:36:52	続きましてナンバー11でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:36:54	No.11 がこちらにつきましては火災感知器を設置しない。
0:36:59	と整理してる箇所でございます。
0:37:04	そのうち、女川さんの計ポツ   ポツに書いてあるような、
0:37:11	小泊では消防法ですとか、建築基準法に基づく設置するすいません、建築基準法に基づく設置とするところは、設定しておりません。こちらの考え方につきましてはセンコーさんと、
0:37:22	先行のPWRと同様になっております。
0:37:26	また、
0:37:28	またこちらにつきましても、
0:37:35	設備構成の違いによりまして、女川と、泊の方で、
0:37:42	選定された箇所、異なるんですけども、選定する考え方については、同様になっております。
0:37:52	すいません、北海道電力の石川ですけれども、少しちょっと社内で話をしたいので、お時間ください。
0:38:56	原子炉規制庁宮本ですけど。
0:38:59	一応、ちょっと事前に言っておくと、
0:39:02	まず、
0:39:04	火災感知器のバックフィットは、
0:39:06	まず基本的には、
0:39:08	工認での話です。
0:39:10	なので、バックフィットっていうか限度説明されてるんだけど、許可にかかっているわけではまずないです。
0:39:18	なので、それを何ていうか混同されて今説明されてるので、そこは事業者の方でよく、バックフィットの内容と審査基準と変わったところの理解をしてください。
0:39:30	で、許可でやらなきゃいけないところは、まず火災区域、区画の確認と、当然区画、確認なんだけど、前提になっているのは、区域全般に
0:39:43	感知できる感じ共通
0:39:45	で小忍者、2種類の感知器をつけばつけなければならないと。それに対して過去でやってなかった、要はその
0:39:54	設備のところにはしかつけてないと、区域区画ではなくて、設備のところにはしかつけてないというサイトがあったので、事業者の方の認識不足からそういうふうになっているので、
0:40:07	そこはしっかりつけてくださいねというのが、そもそもバックフィットの話であってももとの許可の方針通りにつけてくださいなんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:15	あと系統分についても、これは
0:40:19	美浜の件があったからではなくて、もともとそういうことになってます。その通りやってくださいですんで、
0:40:27	何か変わった基準が変わったとかそういう話ではまずないです。許可では、
0:40:32	なので、先ほどから説明されてる内容は、少し事業者の認識がちょっと違うんじゃないかなと思っているので、そこはまず許可の審査を始まる前提として、よく理解されてから、我々にヒアリング臨んでいただかないと、
0:40:47	駄目かなと思うんでそれだけは先に言っておきます。いいですかね。
0:40:55	北海道電力の向中野です。承知いたしました。
0:41:17	北海道の金田ですけれども最初の取りまとめに書いてる通り、女川2号炉3号炉で、その内部火災に関する基本設計方針という観点では、そういう内容に整理しておりますので、相違ないというふうに考えております。
0:41:30	ただやはりプラントPとBの違いがありますので、そういうところでの差異というのがありますが、少し丁寧に説明したというのがありますけれども、基本はそういう考え方で整理しております。以上です。
0:41:42	北海道電力の石川ですけれども、それでは弊社側の説明は以上とさせていただいて、質疑に入っていたきたいというふうに思います。
0:41:52	規制庁大塚です。ご説明ありがとうございました。それではまず私の方から確認させていただきます。
0:41:58	女川2号、2号まとめ資料との比較結果の資料の、
0:42:05	1ページですね取りまとめた資料-1ページ。
0:42:08	のところのまず、ナンバー2の、
0:42:11	ところなんですけど、
0:42:13	再説明のところの下から、
0:42:17	3行目からのところで、
0:42:19	泊は安全機能を有するか否かにかかわらず、蓄電池を設置する。
0:42:24	火災区画の換気空調設備は、非常用電源から給電される。
0:42:29	とあるんですけど、女川とは差異はあると思うんですけど他の先行PWRとは、
0:42:35	差異はあるんでしょうか。
0:42:38	北海道電力の向井中野です。先行のPWRさんとは、差異はございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:44	規制庁大塚です。承知しました。
0:42:49	続きまして次のページの取りまとめた資料なん。
0:42:53	トリム取り取りまとめた資料-2の、
0:42:58	ナンバー6のところ、
0:43:00	再説明のところで、
0:43:03	泊はケーブルトレイ内のケーブルの固縛材並びに内部溢水対策で使用している止水材止水パッキンについては、難燃性のものを使用していないとあるんですけど、
0:43:15	これは他の先行プラント、
0:43:18	同様なところはあるんでしょうか。
0:43:23	はい。北海道電力の向井仲野です。
0:43:26	はい。おっしゃる通りですね
0:43:30	先行のPWRのプラントとは同様の設計になっております。
0:43:37	以上です。
0:43:40	規制庁大塚で承知しました。
0:43:43	続きまして、取りまとめた資料-3 ページのところで、
0:43:51	ナンバー9のところですね。
0:43:55	泊の
0:43:57	プランの真ん中より少し下のところ、ここから始まる文章のところで、
0:44:03	アナログ式と、
0:44:06	非アナログ式の定義が書いてあるんですけども、
0:44:11	非アナログ式についてなんですけど、
0:44:14	火災現象かっこ急激な温度や煙の濃度の上昇等ってあるんですけど、
0:44:21	これはアナログ式でいうところのトレンドの表示機能。
0:44:26	を指してしまう言葉だと思うので、このちょっと表現の方、
0:44:32	ちょっと見直していただきたいんですけど、この括弧書きを削除をするか、それ。
0:44:38	それからこの括弧書きの中の文言をちょっと修正していただく形でちょっとご検討いただきたいんですけども、よろしいでしょうか。
0:44:47	北海道電力の向井仲野です。承知いたしました適切な表現に直させていただきます。
0:44:58	見本ですけど、トレンドが見れるなら別にそのままでいいですよ。
0:45:04	見れるんですか見ればどっちなんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:07	北海道電力の向井仲野です。非アナログ式の方につきましては、トレンドは見れませんので、適切な記載に修正したいと思います。
0:45:20	規制庁大塚です。
0:45:22	次のページの取りまとめた資料4のところですね。
0:45:28	葛西泊の欄で、
0:45:31	No.11のところの泊の、
0:45:34	記載で、火災感知器を設置しない設計とする場所が書いてあるんですけども、
0:45:43	ここに書いてある場所には火災防護対象の設備が、
0:45:49	入っている場所なんでしょうか。
0:45:55	はい。北海道電力の向井仲野です。
0:45:58	火災防護対象の設備が入っている場所もございます。具体的には、1本、泊の1ポツの、
0:46:08	燃料取替用水ピット室、こちら燃料取替用水ピットAですとかあとは補助給水ピットですね、こちらにつきましては、
0:46:16	ほぼ原子、原子炉の高温停止低温停止に必要な設備として認識しており設備としてなっております。ただこちらのピット室につきましては、
0:46:27	水で満たされておりますため、火災の発生、発生の恐れはないと、整理いたしまして、火災感知器の設置はしないという方針にしております。
0:46:44	あ、規制庁大塚です。
0:46:46	まずピットのところで言うと、
0:46:49	各ピットその火災区画が水に満たされているという話なんですけど、
0:46:57	火災区画全域が水に満たされているんでしょうか。何か通路等が入っていたりはしないんでしょうか。
0:47:05	もし補足の方で、現状の資料で構いませんので、
0:47:10	見れる図等があれば、それを用いて説明していただけると助かります。
0:47:28	北海道電力の平田です。9月末に提出させていただいた、補足説明資料の方で説明させていただきます。
0:47:41	資料としましては、補足説明資料の資料2に該当。
0:47:47	する資料を用いて、説明したいと思っております。
0:47:52	ページ数なんですけども、八条の資料2の、
0:48:02	8ーし、2ー20、もしくは19ページ。
0:48:09	を見ていただきたいと思います。図面、当区域区画图の図面になってございます。
0:48:20	はい。8ー7に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:24	#NAME?
0:48:34	はい、中身は。はい。
0:48:39	よろしいでしょうかマスクング箇所にはなってますけども資料区画番号自体は、問題ないと認識してますので、
0:48:46	はい。続けて説明させていただきます。先ほどの設備につきましては、RBの5012。
0:48:58	それと、RB5013。
0:49:02	図面の方でいくと下の方に書いてある。
0:49:06	形になります。
0:49:10	すいませんマスクングなのであまり詳細場所言えないんですけども今の区域番号になりますが、いいですよ。北海道電力の石川ですけどちょっとマスクング情報のところをお話させていただくために、一旦マイクオフで話しさせていただきます。
0:49:25	はい。
0:49:26	規制庁大塚ですそれでは、今からマスクング情報発話しますので、
0:49:33	少しだけちょっと録音の方提示させていただきます。
0:49:41	北海道電力の平田です。当資料になりますが、資料5。
0:49:49	添付資料5の、
0:49:57	なんでしょう。
0:49:58	すいません。
0:50:02	すいません今ページを
0:50:07	とですね、8-
0:50:10	5
0:50:12	一、69になります。
0:50:22	はい。添付資料5になりまして、ページ番号が8-
0:50:29	資料、添付15。
0:50:31	添付資料15に仕入れ添付資料5の中の添付資料15の資料になります。
0:50:40	ページ番号が8-資料5-69になります。
0:50:58	よろしいでしょうか。はい。その69ページが、燃料取替用水ピットの図面とあと内部の写真ちょっと
0:51:10	光がら反射してわかりにくい部分もあるかとは思いますが、次のページ、70ページが燃料取替用水ピット室になってまして、こちらも写真の方載せて載せさせていただいております。内部構造としましては
0:51:25	入口からの撮影の1枚にはなっておりますけども、内部の状態は、今載せている形になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:37	先ほどこの資料で説明するべきだったところちょっと申し訳ありませんでした。
0:51:44	規制庁大塚です。
0:51:47	ちょっとこの、
0:51:48	図面の作業用出入口のところのちょっと詳細な写真が見たいので、次回提出され、される際は追加で写真を、
0:51:58	わかっただけでお願いします。
0:52:00	北海道電力の平田です。拝承いたしました。ちなみにピットに入る入口側からの写真。
0:52:10	全体的にということでもよろしかったでしょうか。
0:52:14	規制庁大塚です。要はここに可燃物が置けるかどうかを確認したいので、
0:52:21	その床面等が映るようになっていただければと思います。
0:52:27	この扉の北海道の犬飼
0:52:40	まず外側からまずし、これ扉です。
0:52:43	開けてみて、そこから小引いてみて移せばもう開けたらすぐそこから水ってのわかるから、そういう写真をとればそういうものを火炎分を受けるような場所じゃないってことは一目瞭然だと思うんでそういう写真を使わせてもらいます。
0:52:58	はい。規制庁大塚です。先ほどこのピット関係のところだけが防護対象の
0:53:06	機器があるというご説明だったんですけど他の場所はないんでしょうか。
0:53:19	北海道電力の向仲野です。
0:53:21	あとは
0:53:28	北海道電力の向井仲野です。あとは
0:53:31	ぜ。
0:53:32	JとIIでございますポツの
0:53:37	使用済み樹脂貯蔵タンク室、A I Iにつきましても、こちらは放射性物質の貯蔵閉じ込め機能を有する機器でございますので、こちらにつきましても防護対象になっております。
0:53:50	こちらにつきまして、こちらの箇所につきましては、
0:53:57	それにつきましては、
0:53:59	まず
0:54:00	発火減ですとか、あとは可燃物が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:05	可燃物の流れない、ないような、
0:54:09	にしております内容にしておりますので、こちらにつきましても、
0:54:14	火災感知器、
0:54:16	を設置しないというような方針にしております。
0:54:27	電力管理ちょっと補足させてもらいます。脱塩塔と使用済み燃料実施タンクってところは通常鍵管理されてまして、これ洗浄する高いんですよね。通常人はいません。ただいま電灯とか照明ついてますのでそれをもうは陰になりますがそれ取り除くってことで今考えております。
0:54:43	従って、その対策を打つことは下限もないですし、あと人が入らないで可燃物を持ち込むこともございません。そういうような形で鍵管理してる場所になります。以上です。
0:54:56	規制庁大塚で承知しました。
0:55:01	この先行の
0:55:04	バックフィットの審査の方で結構議論になったところで、
0:55:08	ただ単に発火減とか可燃物がないで持ち込みもしないと。
0:55:15	という理由だけでは、感知器を設定しないという、
0:55:19	ことができなくて、
0:55:23	火災が絶対に発生しないっていう根拠を示していただかないと、
0:55:29	認められない場所ということで先行審査されてると思うんですけど。
0:55:35	許可の、
0:55:39	フェーズだと、設置しないなら設置しないでセンケンするだけなんですけど、今後工認に行ったときに、
0:55:46	ただ単に設置しない。
0:55:48	ということだけを、
0:55:50	記載して、根拠何も考えずにいると、のちのち困ることになりますので、そこはよく考えて設計の方、
0:55:58	再検討してください。
0:56:00	黒田向井です。この辺につきましてはその辺の説明も充足した上で、しっかりたい。
0:56:08	感知器をつけなくても大丈夫だということを説明できるように、準備いたします。
0:56:17	少しちょっと誤解があると困るので、設置許可の段階で、まず、
0:56:23	除外っていう形で設置しない方針の部屋については明確にしてもらわなきゃ駄目です。
0:56:29	その代わりに、今大塚が言ったように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:32	明らかな火災が起きないという理由を明確にしてもらった上で、
0:56:40	ではないと駄目だと。PWRに関しては以前は、火災、可燃物がないのと、持ち込まないようは運用のみに頼ってそれを除外してたんだけどそれは認められないと。
0:56:51	基本的に、
0:56:53	その前提をまず考えていただきたいのと、これ、基本的にはつけるのが前提ですからね。
0:56:59	つけるのが前提でまず考えた上で、
0:57:02	明らかに必要ないっていう説明をしてもらう前提としては、火災が起きないっていうのを明確に、
0:57:10	根拠を示した上で示してやらないと設置許可でここの文章でテンパチで書かれたとしてもそれは認められないということになりますので、その辺はよく考えた上で進めてください。
0:57:23	金田です。承りました。しっかり起こらないということについて説明で、もしそれが少し今宮本さんがおっしゃったようなところを説明してないのであれば、やはり曾我監事つけるべきだというふうに考えますのでそういうのを含めて、
0:57:36	判断したいと思います。現状は、当該エリアにつきましては、
0:57:41	は下限のありそうな電源とかそういうのを全部取ってしまいますし、使用済み燃料貯蔵タンク室っていうのはコンクリートプラグでふさがれてんすねドンと。
0:57:49	中がまたコンクリートの区画の中にタンクが入ってる状態で通常はもうコンクリートプラグでドンと下がるというような状況になってますのでそういうのも含めてしっかり説明した上で、
0:57:59	感知器の設置が必要ないということが説明できるような形で、整理したいと思います。以上です。
0:58:06	火災対策室の齋藤です。今宮本から申し上げた通り、基本的には設置するんですよ。
0:58:13	設置する、設置しないんじゃないなくて、基本的には設置できないっていうことを説明をしていただきたいなと思っていて、その時に、
0:58:22	いろんな理由があると思って思いますけれども、そっから先その材料的な話については今押すおっしゃったところがあるんでご説明いただいたところありますけれども、
0:58:35	要はできない、どうしてできないのか、その代わりに、火災が起きないということについてどのように説明するのかということが、重要だと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:58:46	私は考えてますんでそこをきちっと明らかにしていただきたいなと思ってます。それにあたっては、近年瀬、工認のところで、PWRの審査会合等でいろんなし、いくつかそういう資料が出ていて、
0:59:01	説明して審査会合の中で、公開で議論されておりますからそうしたのも含めてですね、どういう説明の仕方をされるのかということですね、考えて、
0:59:12	ご説明をいただきたいなと思ってますんでよろしくお願いします。
0:59:16	北海道の兼田です。おっしゃることございました。先行の審査会合等での実績についてもしっかり調べた上で、松木の前提ということはそういうふうを考えております。
0:59:26	つくれない理由というのがありますし、つけなくてもいい理由を、火災が起こらない理由についてもしっかりと先行の実績を踏まえた上で説明できるような形で準備したいと思えます。以上です。
0:59:43	規制庁大塚です。続きまして、取りまとめた資料の6、6ページをお願いします。
0:59:52	ナンバー17のところで、
0:59:54	再説明のところで炉系による設備構成の違いにより消火困難とはならないところが、
1:00:02	相違しているとあるんですけど、
1:00:05	先行のPWRとは差異はあるのでしょうか。
1:00:11	電力の向井仲野です。
1:00:13	選定される箇所については、差異はございますが、選定する考え方には差異はございません。
1:00:29	北海道電力の平田です。今、泊の方に記載されている、場所、設備名称、もしくは設備は
1:00:40	他のPWRと比較すると、異なるもの、設備が記載されております。
1:00:51	すいませんそれを
1:00:54	言いますとまず、廃液貯蔵ピット他の電力はほぼタンク構造になってございます。泊はピット。
1:01:03	になってございます。
1:01:06	あと次はですね括弧で、こちらに安全注入ポンプ再循環サンプの弁とR余熱除去ポンプ最終管サンプの弁が記載してございます。
1:01:18	その次のポツ、こちらは資料最終室の排気隔離ダンパ衛藤風量の整理をダンパー記載しております。この二つの設備につきましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:30	機器の選定につきまして、先行のなガーダーの機器選定を一応参考にさせていただきます。重要度分類指針から機器を選定させていただきます。
1:01:42	その部分は、先行PWRとちょっと機器選定の考え方が相違してございまして、その結果選定される機器が相違しているということで、さらにここで
1:01:54	消火活動が困難とならないというところで、泊の方で、場所として選定させていただきますので、機器そのものの選定が違うという部分と、その選定された場所、
1:02:05	そして、差異となっております。以上です。
1:02:11	規制庁大塚で承知しました。それでは
1:02:14	先ほどの説明をする、再説明のところに追記していただいてもよろしいでしょうか。
1:02:19	先ほどから先行PWRとの差異についていろいろ聞いてるんですけど、
1:02:25	PWRとの
1:02:28	差異の説明が不足しているところは追記していただくと、理解が進みやすいと思いますので、分析の方お願いします。
1:02:38	北海道電力の平田です。はい、拝承いたしました。もうちょっと情報の方を追加した上で、他プラントの状況を追記したいと思っております。
1:02:49	規制庁大塚です。続きまして取りまとめた資料の
1:02:55	火災対策室の齋藤です。ここの部分の中、今17番の話ですけれども、ちょっと16番のところ何をおっしゃってるのかをちょっと教えていただきたいところがあって、
1:03:06	16番の消火設備のところ、泊で書いてあるところに一番最後に従って消防法または建築基準法に基づく消火設備で消火を行う設計とするっていうふうに書いてあるんですね。
1:03:18	この中で、消防法に基づく消火設備で行うという話はまだ理解できるんですけど、
1:03:26	建築基準法に基づく消火設備って何を指してるのかをちょっと教えていただいてもいいですか。
1:03:38	北海道電力の平田です。障防法の消火設備の選定の選定でないですね。設置の考え方の中で、
1:03:50	一部建築基準法を呼び込んでいたところがあったと認識してございまして、それを踏まえて、このような記載をさせていただきます。
1:04:03	と火災対策室の齋藤です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:05	それであれば、逆に言うと、基本的には消防法であるのであれば消防法に基づく消火設備ですよ。この書き方であれば建築基準法に基づく消火設備というのが何かあって、
1:04:17	それに基づく設計が行われるというふうに普通は読むんですけども、
1:04:23	もしその建築基準法に、んよ、横に跳ねてそういう設計の仕方をするというのであれば、
1:04:32	何、障防法で一部建築基準法の基準を含むとかそういう言い方だと思んですけども、今の私の理解としては、
1:04:41	要は建築基準法に基づくものがあるというふうに理解すればいいのかそれとも障防法のものが基本であって、条件的なものを一部見ると、
1:04:52	建築基準法の部分で一部見るというふうに理解すればいいのかと。
1:04:55	いうところの、どちなのか教えていただいてもいいですか。
1:05:01	北海道電力の平田です。障防法減数原則といいますか基本的には消防法に基づいて、設計されたものが設置されてございます。す。
1:05:14	へえ。建築基準法が今並列させていただいてますのでそのレベル感として、建築基準法に基づいたものが、
1:05:27	どれだけ今あるかってのちょっと私の方で頭の中整理できてございませんでしたので、発電所側の方ですね設備ちょっと確認させていただいて、今の記載が適切かどうかを踏まえて、検討させていただきたいと思えます。
1:05:42	火災対策室の齋藤です
1:05:45	こういう記載を見てる等、実際女川ワーの話きちっと理解された上で、さらに、実際には泊の
1:05:57	みずからのプラントの技術水準を説明するために、当然技術基準として、建築基準法の考え方であったり、それから障防法の考え方であったり、
1:06:07	そうしたものをさらに理解した上できちっと書かれているのかどうかということ若干疑問に思わざるをえないんですよ。
1:06:14	実際に消防法と建築基準法は建築基準法の方で位置付けがリンクされているところがあったりするわけで、
1:06:22	そういったところを踏まえて、どういうふうに考えているのか何が、
1:06:28	実情として正しい説明になっているのかと、いうことをですね、こうした許認可のところ、ところにはその関係性をはっきりとさせていただきたいと思っていて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:38	泊女川の表現がどうい、村が女川でそういう表現があるで実際泊の自分のプラントに対してどのような形で説明するのが一番適切なのかというの、
1:06:54	消防法や、場合によっては防爆の話であれば労安法の話もありますけれども、そうしたのも、理解された上で、
1:07:02	技術基準も考えた上でそれできちっと記載をしていただかないと、何をおっしゃりたいのかよくわからないところが、こういうところで散見されますんで、すみませんけどももう一度表現に直していただきたいと思います。
1:07:18	東電金田です。やっぱり並列に書くのであれば並列に書かなきゃいけない理由もありますし、そこをちゃんとしっかりもう一度我々として咀嚼した上で、適切な表現に見直したいと思います。
1:07:33	規制庁大塚です。続きまして、取りまとめた資料の7ページをお願いします。
1:07:40	No.19で、
1:07:43	泊の欄のところで、括弧Bのセメント固化装置等、括弧Cの、
1:07:50	格納容器気密ダンパ、
1:07:53	のところの分がですね同じような内容言ってるんですけどちょっと構文が合っていないので、合わせていただくようにお願いします。あと、
1:08:02	括弧Cの格納容器気密ダンパ、
1:08:06	と、あと、その文章中の一番最初の格納容器吸気気密ダンパ
1:08:14	っていうのは、
1:08:16	吸気っていう字が入っているのではないの。
1:08:19	とで、
1:08:20	記載が違うんですけど、ここは書き分けているのか、それともただ単に抜けているのか、どちらでしょうか。
1:08:38	北海道電力の平田でございます。申し訳ありません書き分けているものではございません。ですので記載のほう確認させていただいて統一させて、
1:08:48	伊佐したいと思っております。
1:08:53	規制庁を使って承知しました。続きまして同じページのNo.20のところ
1:09:00	泊の記載で、
1:09:02	最初ですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:05	おそらく消火用って書くところですか。あのケースってという字が抜けてますので、
1:09:11	追加お願いします。
1:09:14	北海道電力の向中野です。大変申し訳ございません。
1:09:17	そうです紹介の庄野字が消えておりますのでこちらは次回までに修正させていただきます。
1:09:25	規制庁大塚です。同じナンバー20のところ、
1:09:30	タンクの設置について書いてあるんですけど、
1:09:34	各タンクの設置時ってというのは、分散されているんでしょうか。
1:09:42	北海道電力の向井仲野です。
1:09:45	設置位置につきましては分散はしておりません。1ヶ所に並べて設置されているというような形になっております。
1:10:01	よくいたします。これ屋外のすべてタンクでして、屋外にコンクリートの基礎版があってその上にタンクがこう並んで置いてあるってというそういう形になっております。
1:10:17	規制庁大塚ですこれ同時にタンクが壊れるようなことはないんでしょうか。
1:10:23	このタンク実は
1:10:25	内部が水の観点で、耐震化図ってありまして地震等でも倒壊するようなものではございません。
1:10:37	規制庁大塚です。
1:10:39	地震。
1:10:41	だけですか。
1:10:50	屋外ですので葛西の区域にはまずなっていないというのありますか西條は問題ないです。
1:10:57	あとは倒壊する倒壊しないという観点でいうと今言った地震の観点では大丈夫です。あと竜巻とかそういうものを全部網羅的に今ちょっと言えませんが、タンク当然離れてますので、同時にやられるってことは飛来物でもないというふうに考えております。
1:11:14	規制庁大塚です。
1:11:20	多重に壊れることを防ぐまで必要があるのかどうかってところと、
1:11:25	多重に壊れる可能性があるのかどうかってところは、再度確認していただいて、
1:11:32	今後ですね説明してください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:35	北海道電管理です。当該タンクについての、同時に何か壊れるようなものがあるかどうかについて、説明させていただきたいと思います。
1:11:53	規制庁宮ですちょっとこの文章だけ教えて欲しいんだけど、
1:11:57	20番の下のところから上にかけてってことで、これちょっと読みにくいから、日本語の問題かもしれないんですけど、
1:12:06	消火要求、消火用水9供給系の消火ポンプは1号2号及び3号炉の共用で電動消火ポンプ、
1:12:16	1号2号3号炉共有のエンジン駆動消火ポンプ、
1:12:22	電動機駆動主電動機駆動消火ポンプ、
1:12:28	ディーゼル駆動消火ポンプをそれぞれ1台設置して書いてあるってことは、
1:12:34	これは全部1台ずつってことですか。
1:12:38	北海道。
1:12:39	すいません北海道電力向井長野です。ご認識の通りでして、それぞれの名前のポンプを1台ずつ設置して計4台設置しているという形になります。
1:12:51	以上です。
1:12:55	可溶性を有する設計とするって書いてあるんですけど。
1:13:01	これどう見て多様性って読めばいいんでしょうか。
1:13:11	北海道電力の平田です。ここで説明しています多様性といいますのは、駆動方式になりまして、電動消火ポンプ、
1:13:22	二つ、1台ずつございますがそちらは電気からの駆動になりまして、あと、
1:13:28	残りの2台につきましては、名前をディーゼル駆動とエンジン駆動と書いてますけども、工藤元への燃料を消費して動作するというポンプになりますので、そういう意味で、現状の記載をさせていただいてございます。
1:13:44	あ、わかりましたって、これで読むと、何となくどれとどれが多様性になってんのかよくわかんなかったんですけど、今言われたように、
1:13:55	電動消火ポンプは普通に給電されるタイプのポンプで、
1:14:02	エンジン駆動消火項目これバッテリーか何かつって進んでる。
1:14:07	ポンプで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:08	電動駆動消火ポンプって何かまた今度給電されるポンプで、次がDGをしょってるポンプってそうそういう意味で対応するというので、これそれぞれ1台ずつと。
1:14:19	こういう表現するのかなと思っていて、
1:14:21	要は、
1:14:23	教諭、多様性だったら、そのグループを二つに分けて、
1:14:28	多様性を確保するっていう表現になると思うんだけど、
1:14:32	どれと言ってる我々がどれとどれ位の多様性になってるかを探さなきゃいけないなっちゃってるので、
1:14:38	ここの記載っていうのがちょっと公文としていいのかわかるかどうかはよく確認してください。おっしゃる通りその多様性がどの組み合わせかっていうのがわかりにくいのでそれ整理したいと思います。あと1235と言ってるのは
1:14:50	12号機の方で3号と共用する設備がありまして、従来12号機の電動消火ポンプと、そのエンジンの風洞消火ポンプの3号で共用してません1235という名前になっておりまして、
1:15:01	3号機の方の建屋の方に供給する消火ポンプとしましては電動駆動の消火ポンプとディーゼル駆動の消火を多くなっております。多様性N-Sが少しわかりやすくなるように、表現のほうを見直したいと思います以上です。
1:15:17	規制庁大塚です。
1:15:19	続きまして取りまとめた資料の8ページをお願いします。
1:15:25	ナンバー22のところ、泊では局所ガス消火設備を設置しないため記載していないってあるんですけど、ちょっと説明が足りていないかなと思うんですけど。
1:15:36	設置しない理由についてもちょっと回答を作って、別の設備を設置するかだと思んですけど、それをちょっと追加していただいてもよろしいでしょうか。
1:15:46	北海道電力向井仲野です。
1:15:49	記載が不足しており申し訳ございません。泊発電所につきましては、他のプラントさんで局所消火ガス設備を設置するところにも、全域消火ガス設備、
1:16:00	を設置しておりますので、こちらの記載は、不要と判断しておりますので、そういった旨、記載したいと思います。以上です。
1:16:10	規制庁大塚です承知しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:29	規制庁宮本ですけどちょっと他のところにあったんだけどこの該当記載なしっていうのがよくわかりません。
1:16:36	要は、
1:16:38	泊ではどういうふうな、例えば系統分離に応じた独立性の考慮っていうのを考えてるんですかと。
1:16:45	記載なしじゃなくて、こう考えてるからこう記載し、要は事業女川と差異があるっていうならわかるんだけど、この21番も22番もガイド記載なししか書かれてなくて、
1:16:59	泊3号機でどういう設計にしてるかってこう書いていただかないと、
1:17:04	比較する意味がないので、その辺はよく注意してくださいですかね。
1:17:09	北海道電力向井中野です。22番につきましては、特に局所ガス消火設備を設置していて、弊社では設置していなかったもので、記載不要と。
1:17:19	考えていたんですけれども、今のご指摘踏まえまして、しっかりと弊社の設計を記載するようにいたします。失礼いたしました。
1:17:34	規制庁大塚です。続きまして取りまとめた資料の9ページお願いします。
1:17:41	ナンバー23番のところで、
1:17:44	再説明の、
1:17:46	下から2行目のところで、泊はケーブルトレイ消火設備を設置していないためってあるんですけど、
1:17:53	まず、設置しない理由をご説明いただきたいのと、
1:17:57	理由があるのであればそれをですねここに、
1:18:01	書いてください。
1:18:04	北海道電力向井中野です。こちらにつきましては記載が不足して大変申し訳ございません。こちら先ほどナンバー22番と同じような考えでして、
1:18:14	A棟と他のプラントさんでケーブルトレイ消火設備を設置して、しているような箇所についても、弊社としては、全域消火ガス設備を設置しております。
1:18:27	この記載ではそれが読み取れませんので、その旨、記載をした上でわかりやすい記載に修正いたします。大変申し訳ございません。
1:18:37	規制庁おつかれ承知しました。
1:18:43	と火災対策室の齋藤なんですけども、23番のここの
1:18:48	計ブルートレイ消火設備を設置しない。
1:18:52	ここで記載されてるってことは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:18:55	ケーブルトレイ、ここの記載を見ると、ケーブルトレイが全部オープンになってるっていう。
1:19:01	ことを指してるような気がするんですけども、そういう理解で正しいんですか。
1:19:06	この読み方をちょっと確認しておきたいなと思ってるんですけども。
1:19:14	北海道電力の向井仲野です。衛藤ケーブル、実際その全域消火ガス設備のハロンガスを、ケーブルトレイ内に満たすために、
1:19:25	ケーブルトレイのふた宇和ふたの部分の上に、
1:19:29	丸穴があいております。
1:19:34	すいません。火災対策室の齋藤です実際に
1:19:40	ここの部分について、また別途、きちっと資料充実してご説明いただきたいと思うんですけども。
1:19:46	要は、他その他プラントにおいてケーブルトレイ消火設備を置く理由っていうのがやっぱりあるわけですよ。
1:19:55	実際泊まりで置かなくて穴をあけて済むんですと。だからここの部分、
1:20:05	系統分離の話もあいまって、きちっとここで満たせてるんですけどっていう話、要は多分今のお話でいくと穴が空いてるから、
1:20:14	穴が開いてる中にきちっと入り込んでいくんですけど、でもケーブルトレイは結構狭いんだけども確実に中に入るんですと。
1:20:22	というような話を多分、追加でしていただかないと、理解できないなと思ってますんで、今のお話を聞いて、少なくとも、
1:20:31	ここの部分についてこの記載について技術的にきちっと確認が必要だということだけはよくわかりましたので、説明を充実させていただきたいと思います。
1:20:43	北海道電力の向仲野です。
1:20:46	全域ガス消火設備でケーブルトレイ内の
1:20:51	消火を行うことについて、しっかりと説明させていただけるいただくように、説明するように、資料を充実化して参ります。
1:21:06	規制庁大塚です。続きまして取りまとめた資料の10ページをお願いします。
1:21:13	ナンバー27のところちょっと記載だけなんですけど、泊の欄の赤字の部分で、
1:21:20	2時間使用って書いてあるんですけど、
1:21:24	これは、
1:21:25	こういう言い方をするものなんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:28	女川なんか8時間以上の容量っていうふうに、
1:21:32	書いてあるんですけど、
1:21:37	北海道電力の平田です。こちらの記載なんですけれども
1:21:43	弊社の中の照明の別の条文の方で、同様な整理なされてございまして、そちらの方の記載が2時間使用とバッテリーのあくまでスペックを記載していると。
1:21:56	いうことになってございました。八条こちらの方の記載もそれに合わせているという形になってございます。
1:22:04	以上です。
1:22:11	提案通路の話だと思うんですけども、あの表現今これ合わせてるはずなので一応確認しましょう。確認書、ちょっと合わせなきゃいけないと思いますが、今合わせるつもりでこういう記載になってます。
1:22:23	規制庁大塚でしようしました。確認した条文を確認していただいて、修正の必要があれば修正をお願いします。
1:22:33	すいません火災対策室の齋藤ですここ。
1:22:37	何で2時間なのかっていう説明を、火災防護審査基準の記載、記載条文に従ってきちっと書いていただきたいんですよね。
1:22:47	実際、話については、火災防護審査基準N O 2. 2. 一井の感知消火のところの、
1:22:58	(2) 番に消火設備っていうところがあって、その下、(2) 番の①番が消火設備についてはいかにケールところによることと書いてあるところの一番最後のJって書いてあるところが、
1:23:10	この照明設備のは、照明器具の話なんですよね。
1:23:14	ここに書いてあるのは、消火設備の操作等に必要な照明器具ということになってるんですよね実際には、
1:23:24	②番のところ2 a と、今度は消火剤を、に水を使用する消火設備についてABCというのがある、B2時間の最大放水量。
1:23:36	法政量を確保できる設計になっていることと、
1:23:39	いうふうに書いてあるんですよね。
1:23:41	実際、今ここに、ので、そこまで書いてあることを翻って、今度27番のところを見てみると、
1:23:51	主、
1:23:53	要は現場への移動時間も考慮し、2時間使用の蓄電池をって言ったら、現場時、最大補正医療が2時間ってことを考えたら現場時間の
1:24:03	移動してから放水開始して、法政中2基本的には電源が切れると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:09	というような御説明に綺麗になってるんですけども、ここの事実関係を確認した上でここ記載されてますか。
1:24:19	北海道電力の平田です。記載程度につきましては今2時間使用ということで書いてございますけれども、非常用照明につきましては、ディーゼル発電機からの給電がなされる設計となっていございます。
1:24:33	ただその部分については今、見えない形になってもいますので、今言われたことを踏まえて、審査基準に適合しているということを明確に述べるような記載ぶりに修正したいと思っております。
1:24:48	火災対策室の齋藤です。
1:24:51	少なくとも、
1:24:55	電源を内蔵した消火設備の操作等に必要な照明器具っていうふうに書いてあるんで、その部分も含めて、2時間で本当に大丈夫なのか、消火用水現場移動時間を含めた消火対応等含めて、
1:25:10	いける話それから実際には、
1:25:13	あれですよ消化終わった後2消化した人たちが退出するための、
1:25:19	時間だって当然必要なわけですよそうしたものも踏まえて、何でこの数字で正しいのかということを技術的に説明できるように資料の充実をお願いいたします。
1:25:31	北海道電力の平田です。
1:25:33	はい、2番、言われた内容を踏まえまして記載のほう充実図りたいと思います。
1:25:44	規制庁宮本です。
1:25:47	他の条文でもこの手の話あったと思うんだけど、これ何のために比較してるかっていうのを見てもらえばよくて、
1:25:54	これ、女川が8時間って書いてるものに対して、泊が2時間って時点で、やっぱり疑問に持ってもらわなきゃいけないわけですよ。
1:26:02	で、
1:26:03	よくともにヒアリングでよく言う確認されるのは、今の現状のスペック、
1:26:09	を前提にこれ資料書かれたことが多くて、我々現状のスペックなんかあんまり気にはしてなくて、基準の適合に必要なスペック方針を確認しているんで、当然、
1:26:20	今のスペック合わなければ、
1:26:23	それより大きいものをつけてもらわなきゃいけないわけですよ。
1:26:25	だから、ちょっと泊の方のヒアリングを聞いている限りでは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:30	そこにこだわりがありすぎて、現状のスペックを書くことに意味があると違って、必要なスペックを書かなきゃいけないというふうに認識していただかないと、比較表を作ってる意味がないので、そこはよく確認してください。いいですかね。
1:26:44	北海道電金田です。これも含めまして、確かに違う性とありますのでそこをちゃんと根拠、なぜそれでいいのかってことも含めて、他社の根拠を少し確認、さらに進めた上で、
1:26:57	適切な表現にできるようにしますそれでも我々の書いてる内容が劣ってるあればそれは設備対応することになりますのでそれはそれで対応します。以上です。
1:27:10	規制庁大塚です。続きまして同じページの1個下の28番なんですけども、
1:27:15	ところ、こちらの先ほど、
1:27:17	記載が足りてなかったということで、今後、
1:27:21	記載を充実していただけると思うんですけど、ちょっと事前に確認なんですけど、
1:27:25	女川に記載してある火災感知設備、
1:27:29	あと消火設備、あと屋外消火栓、
1:27:32	については、同じような記載を書くということによろしいのでしょうか。
1:27:42	北海道電力の向井仲野です。
1:27:51	そうですねとですね
1:27:53	弊社まず、火災感知設備につきましては、すべて屋内に設置しておりますので、記載ぶりとしては、
1:28:04	火災感知設備という文言は出てこないような形になります。
1:28:09	以上です。
1:28:12	すいません北海道電力の平田です。ちょっと補足させていただきます。8条におきましては、泊の場合、守るべき機器が建屋内にございます。
1:28:23	ですので八条としては、感知器、屋内仕様になりますので、ここでの記載は、できないという形にできるんですけども対象がないという形になります。
1:28:34	それに対しまして41条では、代替非常発電機屋外泊まり設置してございまして、それに関しては、他電力同様女川とも同様、屋外使用の火災感知器、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:45	江藤氏を設置してございますので、41条の方につきましては、同様な記載になると想定してございます。以上です。
1:28:55	すいません。北海道、
1:28:58	平田です。消火屋外消火栓につきましては、確認しております女川と同様不凍式の消火栓となっておりますので全く同様な記載になります。
1:29:08	消火設備につきましては、8条41条ともに屋外の消火設備はございません。女川の屋外に海水ポンプございましてそちらに消火設備設置していると思っております。
1:29:21	それに相当するものは、泊の場合は屋内になりますので、記載されないということで考えてございます。
1:29:29	規制庁大塚です。承知しました。
1:29:36	規制庁宮ですちょっとここ確認で1件確認があったんだけど、今、屋外が必要ないってちょっと全体見ないと、それでいいのかって判断できないんだけど屋外の消火性について北海道は東北、泊特有なのかもしれないんですけど、
1:29:53	ちょっと私の記憶記録だと記憶だと。
1:29:56	中越の
1:29:59	件があってから、
1:30:00	各発電所で、
1:30:02	消火栓が地上化されたと思うんですよね。
1:30:05	それに対して、泊は地上化をしてなかったんでしたっけ。
1:30:12	北海道電力の平田です。中越沖の対応としまして弊社は、やはり凍結の問題がございまして、地上K a w a s e ず、埋設消火配管ということで凍結深度以下ということでの凍結防止を踏まえた上で、
1:30:27	の対策になってございます。わかりましたはい。私は以上です。
1:30:41	規制庁大塚です。続きまして次のページ取りまとめた資料の11ページをお願いします。
1:30:48	はい。
1:30:48	お願いします。
1:30:51	火災対策室の再度すいませんちょっと次行く前にもう1点だけ確認してさせていただきます。
1:30:58	今この泊の記載です等、
1:31:02	基本は埋設配管があって、土地ジョーカー

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:07	するパターンもありますという話なんですけど、細かい話を確認するんですが、凍結深さ、700 ミリ、
1:31:17	カラー、地上、地上化、要は 00 センチです、0mmのところですね。でわあ、ほんざ飯尾久野釜かないのかつつたらどうなるんですかね事実関係としては、
1:31:32	北海道電力の平田です。地上部分の消火配管につきましてはすべて
1:31:38	頭皮。
1:31:40	うん。
1:31:41	凍結防止のため
1:31:44	本来を設置してございます。そうではなくてその地下に埋設するところの凍結深さと、0、地表面との間はどうされるんですかって話です。
1:32:07	北海道電力金田ですちょっと確認させてください。これ実は今までそういうところはなかったんですよ。ただ安全対策工事やってる時に法面にある配管の中に入ってるやつ、傷つけてしまって、
1:32:17	どうしても引き直せないと一部出たんですね。そこホンザイ巻いてさらに1人までつけるような形で対応してるんですけども、今のそのマイナス 70 センチのところまでどうしてるかってのちょっとあたし記憶がないので、確認した上で、
1:32:30	適切に対応させていただきたいと思います。
1:32:33	下火災対策室の齊藤で説明し、また別途お願いできるという、お願いするということで対応をお願いしたいんですけども。要は事実関係としてどうなのかということと、もしその対応ができてない。他、何か
1:32:48	考えがあるのであれば、例えば
1:32:51	ここの深さにおいては、保温材も行かなくても、凍結しないという考えが何か別途あるとかですわねそういったところについて、補足で説明をいただければそれでいいかなと思ってますのでよろしく申し上げます。
1:33:03	電力金田です。承りました。まずあの、ちょっとすいません記憶がそこをはっきりしてないもので、事実関係を調べた上で、本当にそこが足りないのであれば対応させてもらおうと思いますので、まず確認した上で、別途説明させてください。
1:33:23	火災対策室西野です。先ほどなんですけど、屋外の消火栓というのは設置されてないっていう自分認識でおるんですけど、
1:33:33	この
1:33:34	それは間違いなかったですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:37	北海道電力の平田です。江藤私の方で申し上げたのは先ほど言ったのは屋外の自動消火設備、新規制要求で設置してございます。例えばガス系のハロンの消火設備の中で屋外のポンプに、
1:33:52	設置してございますけどもそれに相当するものではありません。ただし、屋外消火栓は泊小、設置してございます。
1:34:01	はい。わかりました。はい。ありがとうございます。
1:34:07	規制庁見ようとですけど、ちょっとよく理解された方がいいかもしれない。
1:34:13	火災審査基準では、火災区域、
1:34:17	水はすべての火災勤務消火できるように配備することって消火栓になってますと。
1:34:21	なので基本的には火災区域すべてに消火栓を引かなきゃいけないと。ただいま言われたのは、あくまでも新規性基準で防護対象が設置された火災区域は屋内なので、
1:34:33	屋内については、ここの申請書上は見えないけども、
1:34:38	屋外については当然、もともとついてるものがありますよってそういう意味ですよ。
1:34:45	北海道電力の平田ではいすその通りでございます。はい。ちょっとその辺は
1:34:51	説明を分けながらやっていただかないと、今の説明だとまるでないみたいな説明であったり、
1:34:59	自動消火しかうちはついてないんですってという話ではなくて、自動消火も当然ついてるんですけど、消火栓自体は、火災区域にすべて使わないつけなきゃいけないですからね。そこはちょっと間違えないようにお願いします。
1:35:15	規制庁大塚です続きまして取りまとめた資料の11ページお願いします。
1:35:22	ナンバー30のところ、
1:35:25	女川の一番上の、
1:35:28	10行目の、中央制御室制御盤という記載なんですけど、これに対して泊は、中央制御盤、括弧安全系コンソールってあるんですけど、
1:35:40	泊の安全系コンソールってのはどの場を指しているのかっていうことと、あとそれ以外の盤っていうのは設計が異なるのか。
1:35:49	ていう点についてちょっと説明お願いします。
1:36:00	北海道電力の向仲野です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:03	まず
1:36:05	中央制御盤括弧安全系コンソールはどの盤かというのについてお答えいたします。
1:36:11	とですね
1:36:13	今年、今年の9月に提出いたしました、
1:36:18	まとめ資料の補足説明資料で説明させていただきます。
1:36:23	資料番号、
1:36:25	資料のページまず資料6になりまして、
1:36:29	紙資料のページ数が8-
1:36:34	資料6-
1:36:36	4ページになります。
1:37:04	北海道電力の向井仲野です。
1:37:07	場所を場所が、黄色の破線部、
1:37:12	になります。こちらが安全系コンソールでございます。
1:37:17	こちらに示した通りに配置されております。
1:37:26	はい。北海道電力向井仲野です。
1:37:28	あと、中央制御室台の、
1:37:31	坂というお話でよろしいでしょうか。
1:37:35	規制庁大塚です。女川が中央制御室制御盤って言うのに対して、
1:37:42	泊が安全系コンソールとしか書いてないんですけど、
1:37:46	この中の、
1:37:49	言っている制御盤に該当するものが泊で他にあるのかどうかというところの説明をお願いします。
1:37:56	北海道電力の向井仲野です。
1:37:59	女川さんの中央制御室制御盤に当たるものについては、泊では、こちらに記載あります通り中央制御盤括弧、安全系コンソールになります。
1:38:12	以上です。規制庁大塚です。では他にはないってということで、ありがとうございます理解しました。
1:38:21	北海道電力向井仲野です。
1:38:23	はい
1:38:25	中央制御盤の常用系コンソールも、こちら、ございますけれども、火災の影響軽減の対策の部分で影響軽減としては、必要のない、
1:38:38	もう影響軽減必要のない場合になりますので、泊としては、中央制御盤括弧安全系コンソールと記載させていただいております。
1:39:04	規制庁を使ってそうすると女川の中央制御室制御盤内、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:39:09	という記載は、
1:39:13	女川の中央制御室制御盤と泊の需要制御盤安全系コンソールっていうのは、
1:39:20	全く同じ機能のものを指していて、
1:39:23	両プラントについて、これのほかに、
1:39:27	坂があるという理解でよろしかったですか。
1:39:32	電力向井仲野です。おっしゃる通りの認識しております。
1:39:39	北海道電力の石川ですけどちょっと、社内で確認しますので少しマイクを切らしていただきます。
1:40:21	これ読んでもらったらわかると思うんだけど、そこを長い間確認もらえばいいと思うんだけど、中央制御室盤内の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル、
1:40:32	全体を指した上でその中の火災防護対象機器及び火災ケーブルはっていう。
1:40:38	要は、後ろで限定してるわけですね。
1:40:41	で、
1:40:41	じゃあ泊はって言ったら、中央制御盤安全コンソール内の火災防護対象機器火災防護対象ケーブルはって言ったら、
1:40:50	中央制御し安全系コンソール内の安全性矩形コンソール度を対象機器っていうに書いてるようなもんなんだよね。
1:40:59	なので、これよく日本語を見てもらえばわかると思うんだけど、なので、大塚が言ったように、全体の盤があってそん中の安全保護た、火災防護対象機器を安全系コンソールだったら、
1:41:14	構文が違うんじゃないですかと、多分そういう意味ですのでよく確認してください。
1:41:23	北海道電力が北海道電力の向仲野です。
1:41:27	承知いたしました。
1:41:29	衛藤女川さんの記載改めて確認の上、
1:41:34	泊の方で、規制適切な記載に見直したいと思います。以上です。
1:41:41	規制庁大塚で承知しました。
1:41:43	続きまして次のページ、はい。お願いします。火災対策室の齋藤です。今のナンバー30のところで、この、その次の3行目以降のこの実証実験結果に基づく、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:58	ていうところなんですけども、この、まず実証実験結果に基づくというのほどこまでかかっているのかについてちょっと教えていただけますか。
1:42:09	要はその分離対策だけのことを指しているのか。
1:42:13	その分離とか、早期の火災感知の話も福間含まれているのか、その辺についてを、確認をさせていただきたいんですよね。
1:42:37	北海道電力の平田ですちょっと申し訳ございません資料の方、今ちょっと確認する時間をいただきたいと思います。
1:43:31	北海道電力の平田です。申し訳ございません記載の方とあと記載の意図を改めて確認させていただいてここ、回答させていただきたいと思います。
1:43:42	火災対策室の齋藤です。私が質問したいとって、
1:43:46	ご理解いただけて、多分ないと思うんでお話をしますけれども、今その右側の再説明のところで、高感度煙検出、
1:43:58	装置と煙感知器の話について、実証実験により確認しているっていうふうに書いてあるんですよね。
1:44:07	ですけども、この前のところについては、煙感知器の設置による早期の、
1:44:14	火災感知って書いてあるんですけども、これは、その、そのもう一つ前のところのその実証実験結果に基づくと、
1:44:23	いう説明が入っているのか入っていないのかと。
1:44:26	いうことを確認したかったんですよね。
1:44:28	でもし、
1:44:30	早期の、
1:44:32	実証実験結果に基づくっていうのが、そこの部分の今赤字になっている煙感知器の設置による早期の火災感知ところまでかかってしまうんだと、そうすると常駐する運転員による早期の消火活動も、
1:44:46	当然のことながら実証実験結果に基づいてんですよねって話になるんでその説明を求めますよっていう話がまず1点。
1:44:53	それから、実証実験結果に基づく離隔距離等による分離対策ってことについて、ここにさらっと書かれることについては、
1:45:05	別に構いませんけれども、当然のこととして、この実証実験結果に基づく離隔距離等による分離対策の、この実証実験と、実際に泊で行う分離対策の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:17	整合性について、また別途ご説明求めるつもりですので、そのつもりでいてください。それから、
1:45:26	煙感知器の設置による早期の火災感知ってというのが、有効であるんですよってことをその際の方、見右側の再説明のところに書いてあるわけですから、
1:45:40	この部分について、どれだけ早期なのかという早期の基準についてですね、改めて、
1:45:48	内容を別途確認させていただくつもりですので、そのつもりでいてください。以上です。
1:45:57	北海道電力の平田です。はい。
1:46:02	今泊の方の記載の意図を踏まえてご指摘あった部分回答できるよう資料充実を図りたいと思っています。
1:46:12	はい。規制庁大塚です。続きまして取りまとめた資料の13ページお願いします。
1:46:18	ナンバー33で、
1:46:20	泊の記載についてなんですけども、
1:46:23	これーは他の先行のPWRと同じ設計。
1:46:28	为什么呢。
1:46:38	北海道電力の向井仲野です。
1:46:42	江藤泊で実施していますおります原子炉格納容器内の系統分離対策につきましては、センコーさん、先行のPWRさんの実績を踏まえて、設計しております。
1:46:54	以上です。規制庁大塚です。承知しました。それではここ、このですね再説明のところに、同じであればどこと同じなのかっていうのを記載してください。
1:47:05	女川2号のまとめ資料との比較結果の資料については私からは以上なんですけども、
1:47:12	規制庁側から他に、
1:47:14	確認する点ありますでしょうか。
1:47:23	はい。
1:47:27	規制庁大塚です。それでは、ここで一旦休憩したいと思います。今から15分間休憩します。
1:47:44	規制庁大塚です。それでは時間になりましたので、ヒアリングの方を再開したいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:51	すいません先ほどの女川2号まとめ資料との比較結果の資料のところで、
1:48:03	10ページのところです。
1:48:05	ナンバー28のところなんですけど、
1:48:08	江藤家通の
1:48:11	凍結深さ700mmのところ、※1で、北海道、
1:48:16	開発局、道路設計要領ってあるんですけど、
1:48:20	この700mmが書いてある該当の箇所がちょっとわかりませんでしたので、
1:48:25	再説明のところにでもちょっと該当の箇所を、
1:48:29	書いていただいてよろしいでしょうか。
1:48:34	北海道電力の平田です。はい難波28の方、記載採用のところですね、コミュニティのところを記載したいと思っています。
1:48:45	規制庁大塚です。よろしくお願ひします。それでは比較表の本文に入りたいと思います。
1:48:53	まず、
1:48:54	8本文9ページお願ひします。
1:49:04	泊の欄で、
1:49:09	上から6行目ぐらいのところに緑字で、中央制御盤とあるんですけど、
1:49:13	ここは括弧安全系コンソールっていう記載は要らないんでしょうか。
1:49:34	北海道電力の平田です。こちらの記載泊の場合は、先ほどの安全系コンソールになりますので、括弧書きが必要かと思ひますので、記載のほうを修正させていただきたいと思ひます。
1:49:50	規制庁大塚です承知しました。
1:49:57	宮本ですけどこのところで、その下に注をせず制御盤に関しては同一機能を有する盤を、
1:50:06	複数設置する設計とし、火災感知器の設置、この表現でどこがどの他の先行の、
1:50:16	プラントからこの表現で持ってこられてるんでしたっけ。
1:50:31	北海道電力の平田です。申し訳ございません記載について拾ってきたかというところで今ちょっと数、記憶がございません。ただ、
1:50:41	坂としての設計としましては、高浜市も泊と同様な小型の制御盤の構造になってございます。過去には一応そこも踏まえた記載はしてございますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:54	当時そこまで記載を統一を図ったかと言われますとちょっとそこまでは載せてないかなと思いますので、そこを確認した上でちょっと記載、検討したいと思います。はい、えっとですねちょっと私が気になってるのは、同一機能を有するってこの機能って何のこと言ってるのかなと。
1:51:12	先行だと操作スイッチ等、離隔とかね。
1:51:16	なお、要は多くの話を書いてここは同一機能を有する盤を複数設置する設計とし、
1:51:27	が、それと同じ意味なのかがちょっと読みきれないなと思っていて、
1:51:32	この表現が悪いっていうわけじゃなくて、先行の、例えばその、
1:51:37	美浜なり、層厚いうデジタル法タイプの版入れてるところの記載として、こういう意図でこういう記載をしますって説明していただければそれでいいかなと思うんですけど、ちょっとそれがわからないので、
1:51:50	まずそれを説明をする準備をお願いしますいいですかね。
1:51:56	はい。北海道電力平田です。はい記載の意図を確認した上で充実、もしくは必要があれば、他の電力を踏まえて、記載の方検討したいと思います。
1:52:07	はい。あとそのあと、その下のまた、また以降のところ格納容器の中の
1:52:12	話なんですけど、これ多分格納容器の中はまだ改めてその細かく説明していただかなきゃいけないと思うんですけど、
1:52:19	ここで、関係ない先行2社に対して書いてない。Bはちょっと違うのであれですけどPとPの多いと。
1:52:29	ええし、比較して書いてないワードっていうのは、
1:52:33	距離の確保っていうのが書かれていないと。
1:52:37	ここで言うと金属製の電線管等の使用等により重ね着体制を行わせる
1:52:43	と。 Pに関しては元BWRに関してはもともと狭いっていうのはどっち側か chance 窒素置換されてるとかそういう付帯状況があるので、こういう記載になってんだけど、
1:52:53	PWRの場合は窒素置換されてませんので、じゃあどういふふうに説明してるかっていうと、
1:52:58	延焼を抑制する距離の確保、
1:53:02	感知する感知器、そういうのを書いてるんですけど、泊の場合は金属製の電線管等の使用によりしか書かれてないんですけど、ここは書く必要はないんでしょう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:45	北海道電力の平田です。藤大井の記載を記載していない意図としましては、延焼する恐れがある火災を感知する。
1:53:55	犯罪感知器の設置ではなく
1:53:58	葛西技師、格納容器内に全域を監視できるように火災感知器を設置するところがありますので、
1:54:08	そういうのを踏まえて今の記載ということにさせていただきました。
1:54:35	宮本ですけど、
1:54:37	この大井の記載おき読むと、火災防護対象機器等への延焼を抑制する距離の確保、ポツ、
1:54:45	火災防護対象機器等に延焼する恐れがある火災を感知する感知、
1:54:50	火災感知器の配置ってこと二つ書いてあるんですねこれ。
1:54:55	それに対して、
1:54:59	泊は禁止金属製の、
1:55:03	これケーブルだけにちょっと特定している金属製の電線管、
1:55:07	しか書かれてないんだけど、
1:55:09	これは、この状況でいいんですかっていう質問で信号に関しては後ろに書いてあるのでこういう話が外れるようじゃOK設計としていう書いてあるので、
1:55:19	感知器の方がいいんですけど、
1:55:22	この影響軽減対策をこの設計とするということには、
1:55:28	距離は書かなくていいと、ということですかね。
1:55:34	北海道電力の平田です。申しわけございません距離につきましても延焼を抑制する距離につきましては確保してございますので、その記載は
1:55:44	BWRとして追加する形で資料の方を修正したいと思っております。はいお願いしますこれBWRに合わせるのは構わないんだけど、
1:55:54	当然最新知見のBW合わすんだけど、要は、
1:55:58	窒素置換している格納容器とそうじゃない。
1:56:02	格納容器であったりそういうプラントの違いを理解した上でここの記載って、本来どうあるべきかって考えていただかないと、こういうところって結構
1:56:12	見落としますんでよろしく申し上げます。
1:56:33	規制庁大塚です。続きまして、
1:56:35	本文の16ページをお願いします。
1:56:41	とこう記載だけなんですけども、
1:56:43	泊の欄の下から見て一番最初の赤字の部分ですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:49	体積制御タンク及びこれに関連する配管弁及び、
1:56:54	水素混合ガスボンベってあるんですけど及びが、
1:56:57	続いちゃってますので、ここ並びにを使うとか、ちょっと記載の方、
1:57:01	再検討していただいてよろしいでしょうか。
1:57:07	北海道電力の向仲野です。
1:57:10	うん。大変申し訳ございません。衛藤。
1:57:13	配管弁及びの及びが、並びにが正しいかと思imasので、そのように記載を訂正したいと思imas。以上です。
1:57:25	はい規制庁の宮本です。Cポツの関係のところで一応確認です。括弧Aで、
1:57:32	から始まっていて、またのところに屋外開放の火災区域括弧循環水ポンプ建屋、ディーゼル
1:57:38	発電機燃料貯蔵槽、
1:57:40	これ屋外開放になってるんですかね。どうなんですかね。
1:57:51	北海道電力の平田です。循環水ポンプ建屋につきましては換気空調設備はございませんで、自然換気になってございましたので、こちらの表現、
1:58:02	ということで自然換気と同様な扱いということで記載させていただいたところですよ。
1:58:12	原子力規制庁の宮元ですけども、先行踏まえて、それを屋外開放と、
1:58:19	呼んだ整理をしたプラントっていうのはあるんですかね。
1:58:29	北海道電力の平田です。海水ポンプを建屋台に設置しているプラントにつきましては私の認識では泊だけかと。
1:58:39	思っております。ですので、この記載については泊のみの表現表現といひますかここの分類に記載しているものと思imas。
1:58:50	海水ポンプを建屋にあるのは柏崎も建屋の中にあります。
1:58:57	安易な回答を止めていただければと思imasけども、いいですかね。
1:59:02	はい申し訳ございません私の方の認識不足でした。申し訳ございません。
1:59:08	原子炉規制庁の深山です。その上でこの記載が適正かどうかよく確認してください。
1:59:16	北海道電力の平田です。申し訳ございません。資料の方、他プラントの方へ確認した上で資料を適正に修正したいと思imas。
1:59:28	規制庁大塚です。続きまして、本文の29ページお願いします。
1:59:38	泊の欄の下の方のポツのところですね使用済み燃料ピット及び新燃料、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:44	貯蔵庫エリア等ってあるんですけど、
1:59:47	基本的にはアナログ式の煙感知器と非アナログ式の、
1:59:51	この感知器をつけるんですけど、
1:59:54	その下のただし書きのところで、
1:59:57	天井が高いエリア以外、
2:00:00	についてはアナログ式の煙感知器、
2:00:03	アナログ式の熱感知器を設置する設計とするってあるんですけど、
2:00:09	まず、これ使ってるエリアっていうのは、どの範囲を指すのかご説明ください。
2:00:26	北海道電力の向井仲野です。
2:00:28	9月に提出させていただきました補足説明資料の中で、説明させていただきます。
2:01:13	今回どうもすみません、北海道電力の向仲野です。
2:01:17	補足説明資料で、
2:01:21	いきますと、
2:01:24	資料8、88条の資料4になります。
2:01:34	8の資料4になりまして、
2:01:38	資料4の、
2:01:43	36ページ。
2:01:45	でございます。
2:01:55	区画を言うだけですので、必要ございません。大丈夫です。
2:02:04	こちらのページの、
2:02:11	RB4-02-3とさしている。
2:02:16	太字で、不当太枠線で囲った、
2:02:19	部分が該当する場所になります。
2:02:24	ちょっとわかり、
2:02:29	図で言いますと、2、右上の方になります。
2:02:47	こちらのRBの4-02-3については、
2:02:56	こちらについては基本的はその天井の高い構造になっておりまして、
2:03:01	あの日、
2:03:03	倉庫のような広い天井に広い空間が広がってるような場所になるんですけども、ただそこにもう
2:03:13	えーとですね、
2:03:15	装置の操作室などがありまして、そういった操作室の下などは、天井が低い場所になっております。そういった天井が低い場所に対しては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:03:25	煙感知器と熱感知器アナログ式のものをつけるということを表現するために、こちらの当該記載を記載しております。
2:03:38	規制庁大塚です。
2:03:44	次に聞きたいのが高さの基準はどのような、
2:03:47	判断基準があるのかっていうところなんですけど、
2:03:52	まずそれをご説明ください。はい。北海道電力の向井仲野です。
2:03:56	火災防護審査基準に記載されております通り、消防法施行規則第 23 条第 4 項に従って設置する方針ですので、こちらにつきまして各館火災感知器の設置、
2:04:11	有効な高さというものが、
2:04:16	法律内に記載されていると認識しておりますので、そちらの高さを用いて、
2:04:24	設計しております。
2:04:28	規制庁大塚で生じた天井が、
2:04:32	低い場所については操作室。
2:04:35	でしたっけ。
2:04:46	北海道電力の向井仲野です。申し訳ありません他の場所もあるかと思えますけれども今思いつくところとしては操作室の下、
2:04:58	になります。
2:05:05	あと原子炉規制庁の宮本ですけども。
2:05:08	柱の柱は言っても大丈夫って、まずい。
2:05:13	橋場部長。
2:05:18	多分 16 条で見ていたので、大体予想はつくんですけど、多分通りの 18 ビーカ 18C のところからが、天井が左が低いっていう、
2:05:30	SAP じゃなくてキャスクが取り込んで搬入後から入ってくるのに関しては高いと。
2:05:37	なので、そこでちょうど分かれてんじゃないんでしたっけ。
2:05:46	北海道電力の向井仲野です。
2:05:49	衛藤。
2:05:51	そうですねはいちょうど 18C のところを境にして、左側が、
2:05:58	左側の方が低い構造になってます。右側の方が高い構造になっております。
2:06:10	規制庁大塚です。そうしましたら、どの部分、
2:06:13	が高い部分でどの部分が低い部分。
2:06:18	ていうのを、資料の方に追加していただいて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:23	これ不太線が火災区画になるんですか。
2:06:27	北海道電力の向井仲野です。はい、ご認識の通りでございます。規制庁大塚で生じましたその同じ区画の中で、
2:06:36	高さが違うことによって、違う間、方式の感知器を、
2:06:41	つけるということに対して、
2:06:43	もれなくそれでも感知ができるっていう説明についても、追加の方お願いします。
2:06:55	北海道電力の向仲野です。
2:06:57	と同じ火災区画内で、
2:07:01	感知器の
2:07:04	設置の種類が異なっても有効に感知できることというものを、説明できるようにいたします。以上です。
2:07:12	規制庁大塚です。承知しました。あと、先行プラントで同じような実績がないかどうかっていうのも確認してください。
2:07:20	はい。北海道電力の向仲野です。
2:07:23	江藤先行PWRさんの設工認の中で、確かこちらの、
2:07:29	こちらの部分の、
2:07:32	火災感知器の設計については、述べていらっしゃると思いますので、今一度確認させていただきまして、こちらの設計の方針に反映させていただきたいと思います。以上です。
2:07:50	宮本ですけど、8本文29ページのところの、1ヶ所確認なんですけど、(2)の固有の信号を発生することの監査、家財感知器の設置っていうところで、
2:08:01	ただし書きが下壊れてるんですけど、
2:08:04	場所及び屋外等は日野市梅田組み合わせで設置する設計とすると、これ屋外ってあるんですけど、
2:08:27	電力の向井仲野です。
2:08:30	当然、屋外の火災区画としても、すみません、火災の区域としましては、燃料溶融の貯油槽が該当しております。
2:08:43	規制庁宮ですけど、先ほどから説明されたのは屋外の火災区域はないって、
2:08:50	言われてたんですけど、
2:08:52	屋外、ある、あるんですか。屋外の奥があるんだから消火設備も屋外でないとまずいんですけど、さっきの説明だった屋外の火災区域はありませんっていう話だったと思うんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:03	あるんですか。
2:09:09	北海道電力の平田です。衛藤。
2:09:13	燃料貯蔵移送は屋外といいますか地下埋設になりますので、
2:09:19	区域としては屋外扱いとはしてございませんでした。感知器につきましては、
2:09:26	防爆、非アナログのものをつける形になりますので、このところで、
2:09:33	貯油槽を読むために屋外等ということで記載を残していた形になってございます。
2:09:43	規制庁宮ですけど、
2:09:46	屋内屋外
2:09:48	屋内ここ場所っていう言い方してるのかもしれないけど、
2:09:51	この屋外っていう場所は、そういうふうな、
2:09:55	前提で、先行のプラントっていうのは使ってきたんですかってことなんですよね。
2:10:05	北海道電力の平田です。火災感知器の屋外の貯油槽に相当する記載になりますけれども、女川の方を、
2:10:15	確認してございまして、女川も、
2:10:19	衛藤。
2:10:20	火災感知器の記載に関する部分では、土地課長ソウモウ屋外区域等、ト一セと記載してございました。
2:10:29	泊も同様な中傷がありましたので、感知器の記載の部分につきましては屋外の区域という形で、その感知器について、ここで、
2:10:41	泊としては女川と同様な記載にさせていただいたということになってございまして、泊独自の記載という認識ではございませんでした。
2:10:53	衛藤原子力規制庁宮本ですけど。
2:10:57	ちょっとよく整理していただきたいんですけど、
2:11:00	こういう新感知器のところでは、屋外っていうものをそういうふうに入れてますという話になっていて、消火栓の場合は、そうじゃない屋外という表現にしている、
2:11:11	統一性がとれてないんじゃないですかと。
2:11:14	であれば統一してそれを屋外って呼ぶんなら屋外の消火栓の説明もしなきゃいけないだろうし、
2:11:22	要は、
2:11:24	設備設備によって屋外っていう呼び名が変わってしまうと。
2:11:28	一体屋外の設備があるんですかないんですかっていう議論を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:32	議論とかこっちが混乱します。
2:11:36	なので、それを屋外と整理するなら全部屋外で整理してください。
2:11:42	その辺が本当に整理できているのかがちょっと暇はよくわかりません。
2:11:47	ので、その辺、お願いします。
2:11:52	北海道電力の平田です。ご指摘ありました通り地下貯油槽につきまして、資料の中で、位置的な表現、区域、屋外の区域というところでの記載表現が統一を図れてないところあると認識いたしましたので、
2:12:09	資料の方を適切に修正したいと思います。
2:12:19	火災対策室の齋藤です今のこの8本部29のところの(2)の、この交流の信号を発する異なる感知器の設置のところをただし書きのところは書いてありますよね基本的に
2:12:32	女川のもをそのまま引き移してるだけっていうふうな認識なんでしょうけれども、ただし書き一番最(2)のところ、一段落目はって2段落目黄色いところにただし書きがありますよね。ただし、測性または引火性の
2:12:49	ここ
2:12:52	引火性の雰囲気形成する恐れがある場合、及び屋外等って書いてあるんですけれども、分類って、
2:13:02	要は引火性の分引火性の雰囲気の場所と屋外以外に他にあるんですか。
2:13:08	まず、話として、
2:13:11	部、他に分類があるのかどうかっていうのをまず教えてください。
2:13:19	北海道電力の向井中野です。こちらの頭に含めておりますのは、次のページの8-本部-30ページのbポツ、
2:13:29	にございます、ディーゼル発電機室蓄電池室及び放射性廃棄物処理建屋吸気室、
2:13:36	の
2:13:38	こちらですね、ガラリが設置されておまして、
2:13:43	ガラリ構造になっていてかつ、
2:13:55	部屋になって、部屋になっていて、かつ壁の一部が、ガラリ構造になっている空調設備その空気を、
2:14:06	するための吸気する吸気のガラリの部屋になっております。そういった場所については、空気の流れにより、火災時の煙が
2:14:18	その部屋から流出する恐れがあるので、こちら煙感知器による感知っていうのは、難しいと考えて、
2:14:28	この感知器を設置するという方針にしている、非アナログ式の方、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:34	この感知器を設置するというような方針にしておりまして、そちらについては非アナログ式ですので、こちらの屋外等の中の等で読むような形に記載をしております。
2:14:48	火災対策室の齋藤です細かいことを確認するんですけど、今のこの場所ってというのは屋外に類する場所なんですか。それとも、これは全く違う場所なんですか。
2:15:05	北海道電力の向仲野です。
2:15:07	こちらの場所については、屋内と認識しております。
2:15:14	火災対策室の齋藤ですということは、
2:15:17	要は、他にも屋外等というグループではなくって、引火性の雰囲気と屋外、またその他のエリアとそういう意味なんですねこの部分は、
2:15:31	北海道電力の向井仲野です。はい。ご認識の通りです。
2:15:36	そうするとですよ、ここの場所、及びで結ぶのはまずいんじゃないですかね。
2:15:43	要は、引火性の雰囲気ぽつ置く帰り、
2:15:48	等っていうふうにして、そういった分類が他にもありますよということでない、ここは引火性安堵屋外
2:15:56	等という分類っていうと、いうふうに読めるんですけども。
2:16:02	認識、私が申し上げてる認識わかりますか。
2:16:06	はい。北海道電力の向井仲野です。
2:16:09	江藤そうですねはい発火性引火性がある場所、かつ、屋外、
2:16:15	というような記載になって、
2:16:19	いるというふうにはい、認識いたしました。
2:16:24	ですのでこちらにつきましては
2:16:29	こちらにつきましては
2:16:30	記載の方を修正させていただきたいと思います。
2:16:37	火災対策室の齋藤です。よろしくお願ひします。先ほどから申し上げてる通り、女川のを引っ張ってくることについては、全然構わないんですけども、その意味を理解して、泊でどのように本当に使うのかということについて、
2:16:53	改めてもう一度こういうところを見て確認していただきたいんですよ。あともう一つすみませんちょっと前に戻るんですけど、
2:17:00	8本部27の平井親王話についてちょっと確認をさせてください。
2:17:07	8本部27の(1)に落雷による火災の発生防止というところがあります。ここで黄色い色がついているところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:18	J I S の A - 4201 - 1199 に過日の A - 4201 - 202003 と、
2:17:26	いうふうに書いてあるんですけども、この書き方でちょっと内容確認したいんですが、
2:17:34	これ、建物ごとに、J I S の A - 4201 - 1992 を仮または J I S の A - 42012003 を、
2:17:44	建物ごとに使い分けているのか一つの建物で、この二つの規格が混在しているのかどっちなのか、すみません教えていただいてもいいですか。
2:18:08	工藤電力の向井仲野です。
2:18:11	大変申しわけませんこちらの記載については
2:18:15	発電所の方に確認させていただいて、回答させていただきます。
2:18:21	火災対策室の齋藤ですそれはそれでお願いしたいんですが、
2:18:31	いいですかね。続きを、要は私確認してる理由としてはですね、要は、ここ記載、黄色いところの少し上の記載にある問、建築基準法に基づきこれを、
2:18:44	に多分高さに高さ 20 メートルを超える部分につけるという話なんですけれども、
2:18:50	これ運用として、1992 番と 2003 番って基本的に違う、違う規格なんで、同じ建物でまぜて使うということを想定してないっていうふうに、
2:19:02	基本的には建築基準法のパブコメの回答として公表されているんですよ。
2:19:07	それがないってことをとりあえずしっかりと確認してご説明いただきたいんです。よろしいですか。
2:19:14	北海道電力の向中出承知いたしました同じ建物の中に、こちらの、
2:19:20	企画をまぜて使っていないということを、しっかりと確認の上ご説明させていただきます。はい。よろしく申し上げます。基本的にはこの下の隅括弧のところにある避雷設備設置箇所、
2:19:31	それぞれこの単位ごとに全然違う機器、の二つのものがな。
2:19:36	混在してないということを、言っていただければそれでいいんですけども。
2:19:42	とりあえずそういうことでもし、これがどちらかにすべて統合、統一されてるんであれば、そもそもこれ、または書く必要ないので、それも併せて確認をお願いいたします。私からは以上です。
2:20:05	いいですか。規制庁大塚です。すみませんちょっとピットのところにちょっと戻るんですけど、
2:20:12	9 月 30 日に提出された先ほどのですね、8、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:17	市の 4、
2:20:19	－36 ページのところで、
2:20:23	R B－4－02－3 ですね先ほどの葛西企画のところなんですけど、小ピットが複数あると思うんですけど、
2:20:32	初めの方にお聞きした燃料取替用水ピット室等は、
2:20:38	水に満たされているから、感知器を置かないという設計だったんですけど、
2:20:44	ここの区画については、水、水面がある部分の、
2:20:48	上の部分には感知器をつけるんでしょうか。
2:20:58	北海道電力の向井中野です。こちらの、
2:21:04	江藤、こちらの 30、
2:21:06	6 ページの、
2:21:08	その 18C、
2:21:10	あの通り森林と 48C の左側の場所の、
2:21:14	火災感知器の数、
2:21:18	水面の上に設置するのかなというような、後、ご確認だと思うんですけども、
2:21:24	こちらについては、
2:21:28	こちらのす水面があるエリアについては、網羅的に監視できるように、感知器は設置します。ただ、
2:21:40	実際には水面の
2:21:43	水面ではなく壁際の方に炎感知器と、あと、
2:21:50	香典分離式の煙感知器をつけて、監視するというような設計で、現在進めております。
2:22:02	ですのでこちらの水面があるエリアについては、
2:22:08	火災感知器が設置される場所になります。
2:22:13	規制庁大塚ですそれは、火災防護審査基準。
2:22:17	に沿った設置方法ということよろしいですか。
2:22:21	消防法令に沿った設置方法ということよろしいでしょうか。
2:22:26	はい。北海道電力の向井仲野です。ご認識の通り結構です。
2:22:30	消防法施行規則の第 23 条第 4 項にしたがって、設置いたします。規制庁大塚です。承知しました。
2:22:40	はい。続きまして、本文の 72 ページをお願いします。比較表の方です。
2:22:52	真ん中辺の (7) の項目の中で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:56	1行目の記載なんですけど、女川が火災区域等を記載しているのに対して、
2:23:03	泊加瀬、泊は火災区画と記載してるんですけど、
2:23:07	これはどういった使い分けをしてるんでしょうか。
2:23:16	北海道電力の平田です。マリーにおきましては、中央制御室の区域区画設定としましては火災区画として設定してございますので、
2:23:26	泊は火災区画ということで、今の記載。
2:23:30	になってございます。
2:23:48	規制庁大塚です。
2:23:50	あと女川については、区画だと。
2:23:53	この常駐する場所を表現できなかったから、
2:23:57	区域で表現してるってこと。
2:23:59	どうでしょうか。
2:24:04	局の平田です。
2:24:08	女川のちょっと資料がですね確認中では、今あるんですけども、区域区画面図がちょっと、
2:24:16	詳細読めるものがちょっと手元にございませんでした。泊としての正しい書き方をさせていただいたという認識になってございます。
2:24:27	規制庁大塚です。泊の場合は、区域で書いてしまうと、
2:24:31	常駐する場所よりももっと広がってしまうということですよ。
2:24:36	そうですね北海道電力の平田です。泊につきましては火災区域は建屋外壁、
2:24:44	を区域として設定してございますので、建屋全域が火災区域という形になりますので、
2:24:51	ここでか。
2:24:53	と中央制御室を外れた広い範囲ということになってしまうと思ってございます。
2:24:59	規制庁大塚で承知しました。
2:25:05	ここで通常運転員が常駐するっていう修飾がつけば別に火災区域でもいいんじゃないかなって気がするんだけど、数、
2:25:18	北海道電力の平田です。今言われた認識までちょっと頭が回らなかったんですが今の認識の通り読みますと、区域の中の運転員が常駐するっていうところで、
2:25:31	女川というような、同様な書き方はできるかと認識しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:25:36	規制庁宮尾ですけど、これは翁長に聞いてもらえばいいと思うんだけど、これ全体を整理、全体の区域の中に区画があるわけだから、
2:25:47	大枠でこれ説明してるんだと思うんですよね。そうすると、いきなり区画じゃなくてそれは区域っていう表現になるんだと思うので、そこはその意図をよく確認した上でこの記載を変更するなりしないと、
2:25:59	本来ちょっと違うことになってしまうので、そこは注意してください。
2:26:10	規制庁大塚です。私からの確認は以上になります。
2:26:16	えーとですねちょっと、
2:26:18	私の方は何件かって、
2:26:24	まず先ほど、あの話はしたと思うんですけど、
2:26:27	お泊まりはないないので書きませんっていうのは基本的にそういうのが多いので、そうじゃなくて、
2:26:35	別の書き方があるでしょうっていうのがあると思いますんで、
2:26:39	例えばなんですけど、
2:26:43	そうですね。
2:26:47	例えば、8本分23 これ始めたところの際でも書かれたんだけど、
2:26:54	女川でまたケーブルトレイ内の軽油内のケーブルここ、固縛剤は難燃性のものを使用する設計とする、SVC対策に使用してる姿勢だし、パッキンについても弾性を使用すると。
2:27:05	いう説明があります。
2:27:11	泊はなぜ書いてないのかっていうと、
2:27:14	難燃剤を使用していないと。
2:27:17	水のパッキンについては、水扉消したつもり消火栓所が抜けがないことにする。
2:27:23	だから書かなくていいんですかってことなんですよ。
2:27:28	これ何で弱、ここにこれに代わるものは書かなくていいんですかってことなんすよ。
2:27:36	これは主要な構造材に対する不燃材料の使用ということで、まず、不燃材料を使用しますっていうことを書いていて、
2:27:43	不燃材料以外を使う場合、ただし書きで、この除外というか、技術的に困難な場合でも踏まえて、下に書いてあると。
2:27:53	女川で書いてるケーブルトレイ内の固縛材とかそういうものは、
2:27:58	泊はどこにどこの分類に入れてるんですかと。
2:28:01	ただし書きの下に入れてるのがそれと上の安全機能を構成する工事に入れてるんですかどっちなんですかって。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:09	これどっちなんですか。
2:28:19	北海道電力の平田です。固縛材等につきましてはただし書きの方の下の方の分類ということで認識してございました。
2:28:30	ただし書きのどこで読むんですか。
2:28:41	ちょっと今日答えていただかなくてもいいんだけど、
2:28:44	ちょっとそういう目で見てもらわなきゃ駄目なんですよ。
2:28:48	ここが例えば1件あって、
2:28:52	まだもう1件あるんだけど、例えば68本部26、
2:29:00	これ真ん中に、
2:29:01	管理区域の床のことが書いてありますと。
2:29:06	泊はコーティング材料不燃材料を支援しているため当該記載はないことによる相違って、何で記載しなくていいんですか。
2:29:14	どこに含まれてるんですかと。
2:29:19	上の安全機能を有する構築物、系統及び機器にする建物は建築基準法で不燃材料で認めたものを使用する設計とすると。
2:29:29	要は、泊としてはこの建築基準法で認められた不燃材料を使用しているため書かなくて有意っていう判断をしているのか。それならそれをここに書かなきゃいけないですよ。
2:29:41	それ書いてなければ何で書いてないんですかってことなんですよ。
2:29:46	わかります。
2:29:47	それだったら際に下階書いた上で、わざわざただし書きをする必要ないんですって書かないと。
2:29:54	これだとそれ説明になってないんですよ。
2:29:58	いいですか。
2:29:59	なので備考基礎そういう理由をちゃんと書いてくださいね。
2:30:02	いいですか。
2:30:05	北海道電力の平田です。ご指摘ありました通り今の記載では、女川に対する泊がどういう整理がなされているのかが読み取れない記載になってございましたので、
2:30:16	それを踏まえた上で最後の方も適切に修正したいと思います。
2:30:19	はい。あと、8本文21すみませんちょっと見落としてて申し訳ない。
2:30:24	8本部21の下のところ、
2:30:27	発電機水素が供給設備は、水素消費量如何様について言った女川書いてありますと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:35	泊はって言ったら、これ泊納涼はず私たちは私は、発電機の今の設備の構成わからないんであれですけど、
2:30:43	おそらく発電機は水素置換してるはずなんで仕入れてるはずなんですよね。
2:30:47	なんだけど、泊は、じゃあ何でこれが要らないのかが、説明に書いてません。
2:30:54	これ何で書かなくていいんですしたっけ、ここ。
2:30:58	北海道電力の平田です。発電機の方につきましては、PWRタービン建屋にございまして、タービン建屋につきましては安全停止や現状ですけども、安全、
2:31:11	停止に必要な機器というものは、民縦に設定してございませんでしたので火災区域としても設定してなかったのが今記載してないということで、なってございます。
2:31:21	それを、差異理由にはなぜ書いてないんですか。
2:31:26	申し訳ございませんそこまで配慮が足らず、記載としてはそもそも不要だという認識のもと書いてしまいましたので、記載として不足しているというふうに認識しました。
2:31:39	はい。
2:31:40	あとは、
2:31:42	すいませんちょっと遡りながらでも 18 時本文 18。
2:31:47	これ防爆型の説明に書かれてるところですと。
2:31:50	真ん中 5 行目万一漏えいした場合を考慮し積と設置することによって、
2:31:57	これはこの記載で多分問題ないのかもしれないですけど、大飯のオオキサ行くとオイルパンという表現がありますと、
2:32:07	泊の場合はオイルパンは使ってないんですか。
2:32:19	北海道電力の平田です。泊につきましてはオイルパン等、
2:32:25	理由で同様な名称のものは使ってございますが、今積等ということで、頭の中に含めることで記載していました。
2:32:33	副社長皆さんであれば、そういう説明を備考に書いていただかないとわかりません。
2:32:39	いいですか。はい。北海道電力平田です。はい、拝承いたしました。
2:32:44	あと 8 本分 24、これちょっと技術的な話なので確認です。
2:32:49	各形成用ケーブル及び放射線監視設備をケーブル、これは私自身はそれ認識はしてるんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:57	大岩放射線監視軽量ケーブルというのは、ここから除外除外とかこういう大変対応はする必要はなくなってるんですけど、同じPで見たときに、
2:33:08	BWRは確か放射線モニターケーブルと同じようなものは要は、技術的に困難だということで、こう入れてるんですけど。
2:33:16	泊は、なぜこれを入れてるんでしたっけ。
2:33:23	北海道電力の平田です。泊の場合機器選定の方を、重要度分類審査指針から抽出する形に変更しておりますその結果、
2:33:33	放射線監視設備が監視計器としてエントリーされました。その結果ここに泊としても、女川と同様な記載が必要と認識しまして記載させていただきます。
2:33:45	わかりましたはい。いいとわかりましたから本来は、本来でいいができないんですけど、プラントごとに
2:33:52	ケーブルの抽出の過程の中での違いってそういうことですね。はい、わかりました。
2:34:03	あとですね本本本部 26 のところで自然現象の火災の発生の防止ってことで、これは
2:34:10	これ自体がどこっていうわけじゃないんですけど、
2:34:14	高潮の取り扱いと地すべりの取り扱いが、
2:34:20	なぜ泊
2:34:25	上に入っていて、
2:34:28	女川尾上ってというのは、前前段 26 ページ側に入っていて、
2:34:35	27 ページ側に、との差異が出るってこれ、これは何で出るんでしたっけ。
2:34:54	要はね、これは 27 ページ側火災が発生する技術自然現象ではなくっていうところがあるので、当然私としては高潮で火災が発生するとは思わないんだけど、
2:35:08	地すべりと高潮では、火災が発生するというふうに、
2:35:13	泊は判断されたってそういうことですか。
2:35:20	北海道電力の平田です。申し訳ございません。高野記載はですね自然ゲート現象として泊発電所として考慮しているという意味で書いて、
2:35:30	誘因式でございました。ただし、最後文書松に火災の発生補押す防護することで火災の発生を防止する設計ということになってましたので、
2:35:40	次ページの笠伊井が発生する自然現象ではないという整理の方が正しいかと今認識しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:49	あれですよ。これ何か言うてるけど、比較を作ってる意味がないんですよ。
2:35:53	比較表を作って、わざわざ女川に高潮っていうのは赤いのに入ってるのにもかかわらず、
2:36:00	泊は高潮っていうのを、26ページに入れてるわけですよ。この際に気づかなければこれ比較で作ってる意味がないんですよ。
2:36:08	なので、これだけ遅れたけど、
2:36:12	泊新美や女川のやつを当然投書して、最新知見入れられるのはいいんだけど中身をよく見て、整理をしていただかないと、要は、この内容を理解されてないで進んでいると、申請書を作られてると。
2:36:27	要は適合性の判断できませんからね。
2:36:30	いいですかね。
2:36:33	北海道電力の平田です。はい。記載の方等、もう少し配慮すべきだったと認識してございます。適切に修正したいと思います。
2:36:43	あとは38本分34、これは他のやつと、多分火災感知器の話と一緒になので、あとでしっかり説明してもらわなきゃいけないんだけど、
2:36:55	格納容器再循環サンプ。
2:36:59	これは格納容器の中にあると思うんだけど、ここだけ除外してる理由っていうのは、除外というか、こういう記載にしてるのは、
2:37:08	これはトモニだけですか。
2:37:25	格納容器の。
2:37:28	赤瀬常務で格納容器自体は、感知器つけることになってるんだけどこれだけなんで独立してるのかちょっと気になっちゃったんだけど。
2:37:40	北海道電力の向井仲野です。
2:37:45	まず格納容器の再循環サンプにつきましては、
2:37:49	格納容器の一番下部の方に設置されておまして、
2:37:54	こちらの環境としては、
2:37:58	こちらにつきましては、とですね
2:38:04	他のさっき本日も先ほど出てきました、燃料取替用水ピット室のように、水で満たされている。
2:38:14	水で、
2:38:16	違う。そうか。申し訳ありませんサイジュンかさ
2:38:20	すいません。格納容器再循環サンプは、そうですね原子炉のこちらは、
2:38:27	一番下の方に設置されているもので、
2:38:30	こちらについては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:39	すいません、泊発電所から発言させていただいてよろしいでしょうか。はいどうぞ。
2:38:46	はい電力の石黒と申します。今ほどご指摘ありました格納容器再循環サンプルにつきましては、
2:38:54	通常時は水はない状態なんですけれども1、格納容器の中の一番、
2:39:00	最下部の、自営等、
2:39:04	下にピットのような構造で設置されておりました上部を
2:39:10	金属でふさがれているような構造となっており、中に燃えるものが持ち込んを
2:39:16	内部発火元となるようなものがないためその中に感知器を設置しないという位置付けで、
2:39:23	この中に感知器を設置しないエリアとして、特におっきいしているような、
2:39:29	も立っております。以上です。
2:39:32	規制庁の宮本ですけども、少し多分その、
2:39:37	火災感知器というものに対しての考え方が統一感を持た持たれてるのかなってちょっと今までわかりました。
2:39:45	区域区画に対して感知器をつけましょうなんですよ、設備に対してつけましょうって話をしてるわけじゃないんですよ。
2:39:52	格納容器サンプルっていうのは当然先ほど言われたように、格納容器の一番下にあるのは私も認識してます。格納容器自体は、感知器をつけてやりますと、
2:40:01	にもかかわらず、そのの、要は格納容器という区域、区画かな。
2:40:06	区域には感知器をつける方針で全部整理しているのにもかかわらず、
2:40:11	同じ区域の中の一部をここに書くことに、
2:40:14	どういう整理をされてるのがわかんない。
2:40:17	これ、さっき言ったように機器ごとにつけるつけないと判断してるわけじゃなくて、
2:40:21	区域ごとに、区画ごとに判断してるわけですよ。
2:40:25	なので、よく見てもらえばわかると思うんだけど、上は、脱塩塔室、
2:40:32	使用済み樹脂貯蔵タンク室、
2:40:36	前のページに行くと、
2:40:38	ピット室、補助給水ピット室、これ部屋でやってますよね。
2:40:42	フィルター室でもそうだけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:40:45	何でサンプルだけが機器でむき出しになってるのがもう非常に違和感があるのと、
2:40:51	これ先行の実績を、これ見てこれを書かれたのかがちょっとよくわからなくて、
2:40:58	その辺がどう考えられてるのかなと思ったんですけど、伊賀ですか。
2:41:09	北海道電力の向仲野です。衛藤火災感知器を設置しない。
2:41:15	多少につきましては、
2:41:17	こちら先行のPWRさんの方の考え方として、
2:41:24	区画区域区画単位ではなく、その区画の中の必要最小限の場所のみ、感知器の設置を
2:41:33	除外するというような形で過去記載されておりましたので、
2:41:39	弊社としてもそのような整理で、記載させていただいているような状況になっております。
2:41:48	規制庁三輪です。だから、バックフィットをよく理解してくださいって言ってるわけですよ。当然、これ我々のこれ間違ってる。
2:41:56	これは、やはりあの区域区画に感知器をつけるっていうふうになってるんだから、ここだけそのなってるところのやつに対してこの部分だけ特定で出させないっていう考え方やっぱりおかしいわ。
2:42:07	これ私ちょっとも、
2:42:09	付ける方向で整理かけなきゃ駄目だと思うので、
2:42:13	そもそもなくていいんだよ。
2:42:20	アットマーク
2:42:26	さっきから言ってるのは、バックフィットもそうだけど、火災審査基準をよく理解してくださいとですよ。
2:42:32	そもそも、
2:42:33	これは設備に対する要求じゃなくて区域区画に対する要求なんですよ。
2:42:39	で区域区画の何で要求かというところに行けば当然区域区画番号が出てきます。
2:42:44	これ、
2:42:46	極端に言えば各電気 30 換算分これ区画番号つくんですかっていうんですよ。
2:42:52	使わないでしょ。
2:42:54	区画の中の機器なんだから、
2:42:59	だから、よく理解してやらないと、先行のPはそう書いてましてだからさ、だからこそバックフィットなったんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:43:08	それを理解してないD涌井と話してる時点でももう無理ですよそれは、
2:43:12	そこはもう1回もう勉強しなさいと、そもそも準備状況になってません なんですよ。
2:43:19	それを理解しないで今この区域価格の、
2:43:22	図面を調整されてるとしたら、
2:43:25	とてもできてるとは思えないですよ。
2:43:29	なので、よく
2:43:31	先行のBWR電力であったり、今審査やってるPWR電力に確認した上 で、
2:43:40	ここをどうあるべきかっていうのを考えないと。
2:43:43	いつまでたってもわからないでしょってことです。
2:43:45	すいませんけどよろしくお願いします。
2:43:49	すいません。北海道電力の石川ですけれども、ちょっと今の点、整理さ していただきますと、感知器ってのはそもそも区画区域に対して設置す るものであると。
2:43:59	再循環サンプは機器であると、しくそれに際して北海道電力泊は強い湯 垢原子力のような容器の中に感知器を設置することにしていると。
2:44:10	従って要するにここは、再循環サンプだけ特出しして記載する必要はな いというふうに理解してます。いうことなんですけども、さっき泊から 答えてくれた石倉さんの方でね、そういう整理になってるんだけども、
2:44:23	それに対して違う考え方っていうのは、何かここで確認しとく必要なこ とってありますか。
2:44:32	はい。北海道電力の石倉ですパシフィック指導の方で考えておりました のは、
2:44:39	確かに格納容器、一つの区画として設定しておるんですけども、
2:44:44	その中の一部の空間について感知器
2:44:48	設置を火災となるか、可能性のない場所について、感知器を設置しない というふうな整理をしようというふうに考えて、
2:44:57	おりましたが、そちらの考え方が
2:45:01	ちょっと間違っている部分があるというふうに認識しましたので、改め て考え直させていただきたいというふうに考えております。
2:45:10	はい、北海道電力の石川です今のやりとりで、整理つきましたんで、よ ろしくお願いします。
2:45:16	規制庁三輪ですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:45:19	先行で、PWRで、先月かな、認可工認の方で認可を受けたプラントもあると思います。
2:45:29	で、その辺も含めて、
2:45:31	よく確認してください。
2:45:34	先行実績をよく確認した上で性審査に除いてくださいっていうのは再三言ってると思いますので、
2:45:41	それをその状態を整えない状況で我々に説明されたとしても、結局ヒアリングが意味をなされませんので、その辺はよろしくお願いします。
2:45:52	私の方は以上です。
2:45:59	他規制庁側から何か確認する点ありますでしょうか。
2:46:02	私から。
2:46:04	火災対策室の齋藤です。もう一度確認しますけど、この審査に臨むに当たって、
2:46:12	今宮本からも話あった通り火災防護審査基準、ちゃんと読んでからヒアリング
2:46:19	に臨まれてるのかどうかっていうところをまず確認させてください。
2:46:27	北海道電力の平田です。当然火災防護審査基準を読んだ上での泊の防護対策を実施する必要性がございますので、
2:46:39	審査基準、先ほど言われた通り他の電力の方も踏まえて、読み込んで資料の方作成させていただいてございます。
2:46:50	火災対策室の齋藤です。綿Cが、今お話を聞いてて、
2:46:57	いろいろ事実確認している上で、今北海道電力空に対して求めることとしては、
2:47:05	まず用語の定義が一結構ブレぶれになってるなと思って見ていますんで、特に火災防護審査基準の1.2の用語の定義のところ、
2:47:18	もう一度確認をしていただきたいところなんですけれども。
2:47:23	材料系の話でいうと、不燃性と難燃性という言葉をどのように考えているのか。特に不燃性とか難燃性の定義については、建築基準法とリンクしていて、
2:47:37	建築基準法は、基本的には性能規定なんで、告示しようと、大臣認定品があるということを理解した上で、ここをちゃんと書いているのかと。
2:47:48	いうことをまず、
2:47:50	もう一度確認をお願いしたいと思いますまずここまで大丈夫ですか。
2:47:55	はい北海道電力の平田です。先ほど、今言われた件、不燃性難燃性の部分につきましては、建築基準法等の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:06	条件、条件といいますか定義を踏まえて資料のほうを作成しているという認識でございます。
2:48:12	次に、
2:48:14	(11) 番の火災区域と火災区画の考え方について、
2:48:22	ちゃんにご理解されているかというところをもう一度確認していただきたいんです火災区域っていうのは、あくまでも耐火へきによって囲まれて他の区域と分離されている。
2:48:33	区域をいうと、建物内の区域をいうってことで、建物と一致していてもいいし、建物の一部を区切ってもいいという形になってるわけですね。
2:48:43	もっと問題なのは今の確認の中で、火災区画についてなんですけれども、火災区画は火災区域を細分化したものであって、
2:48:54	その中で、耐火へきであったり、離隔であったり、あと固定式消火設備等によって分離された火災防護上の区画をいうって形なんで、火災対策の区画として
2:49:08	細分されてなければいけないので、一部の区域だけ感知器をつけられつけないとかいうような話では基本的になくなって、区画全体でどのように火災を感知するのも含めてですね。
2:49:21	この火災区画が、区分されていないと話が全然成立しないんですよ。
2:49:28	その部分については、もう一度確認していただきたいんですけども大丈夫ですか。
2:49:35	北海道電力の平田です。火災感知器の考え方につきまして先ほどご指摘ありました通り、私ども、私の方に計間違っていたというところがありましたので、それを踏まえた今の火災区域区画の設定の
2:49:50	定義も踏まえた上で再度検討させていただきたいと思います。
2:49:56	はい。その次に、
2:49:58	次の13番と14番の火災防護対象機器と火災防護対象ケーブルなんですけれども、
2:50:04	火災防護対象機器は機器なんで、ここは俺はあまりないと思うんですけども、14番の火災対象ケーブルなんですけれども、ケーブルの中に、括弧の中に、
2:50:17	電気盤と制御盤を含むっていうふうに書いてあるんですけども、
2:50:21	ここが結構後で抜けてたりすることがあるので、ここをちゃんと記載の中で抜けていないかどうかをもう一度確認いただきたいんですけども、ここはわかりましたか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:50:33	北海道電力の平田です。はい。火災防護対象ケーブルにつきましては、社内でケーブルルートと機器の繋がりをチェックした上で、盤とかも抽出させていただいています。
2:50:46	ただ資料として、不足してる部分がもし、言うようでしたらそこも踏まえて、記載充実を図りたいと思います。
2:50:55	火災対策室の齋藤です火災防護対象ケーブルで電気盤と制御盤を含むことは、系統分離の対象も、電気盤と制御盤を必ず含むということですから、
2:51:08	そこが系統分離の特に系統分離の話の中で、
2:51:13	反映され、記載が反映されてるかどうかということをもう一度確認いただきたいんですね。
2:51:18	それを踏まえた上で、改めてですね内容の確認をするということになるかと思っておりますけれども、その認識は一致してるということでしょうか。
2:51:30	北海道電力の平田です。はい。火災防護対象ケーブルの中に電気盤、制御盤を含むという認識でございますので、それも含めて、系統分離対策を図るということで考えてございます。
2:51:43	じゃ、そこを踏まえてあと次にその下に参考って書いてあるところに難燃材料の話とかが書いてあってこれ不燃材料と難燃材料基本的には一致して、
2:51:55	不燃材料を採用するのにあたってコーティングがっていう話が先ほど確認の中であったと思いますけれども、あれは大臣認定品だと思うんですけども、
2:52:05	そこら辺の書きぶりとかね、施工ボードは基本的には告示仕様のはずですので、そこら辺のことを理解してですねきちっとその表現に落とし込まれているかと。
2:52:14	ということについてはですね、確認をいただきたいと思っております。
2:52:18	理解さあそこは先ほどの難燃材料と不燃材料の話だけだから基本的には反応は別に結構です。次に、
2:52:27	2番の基本事項のところで、内容的な話の前に、
2:52:34	困い、基本事項の(2)番のところで、火災防護計画を策定することというふうに書いてあるんですね。ここについてこの本文の中に記載がど、あった気がするんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:52:48	この火災防護計画の中身が、3項の中にきちっと書いてあって、基本的には、その計画の中に何を書かなければいけないんですかということが、大体書いてあるんですよこの中に体制とかについては、
2:53:04	基本的には全部書いてあると思うんですけども、
2:53:08	特にですね、火災防護対策がきちっと含まれてることって入ってて、火災の発生を防止することと、早期感知して消火することと、
2:53:20	あと、消火活動で沈下しないような状態においてもですね機器が防護できていることと、
2:53:27	いうことを書くと、いうことになっていて、一部消防法とか建築、消防法等で、
2:53:34	基づくものになってますとかいう書きぶりはどっかにあったかというような気がするんですけども、そうした内容が適切なのか適切でないのかについては、改めて再度確認をいただきたいと思っておりますがそこもよろしいですか。
2:53:50	北海道電力の平田です。9月に提出させていただいた弊社資料正直この部分について記載が不足していたと認識してございます。ですので現状の最新プラントを踏まえて、最新化を図っている最中ではございますので、
2:54:05	今ご指摘いただいた部分も踏まえて、資料の方を作成したいと思っております。
2:54:10	はい続いて火災発生防止のところ、この火災発生防止のところって基本的には幾つかポイントがあって、特に先ほどの発火性の話とか引火性とかいう話なんですけども、これ基本的には
2:54:26	危険物の話であったり、水素の話であったりそうした可燃性蒸気が発生するところの関係の話で、特にですね防爆型防爆の対応がですねきちっとできてるかどうかというところについて、
2:54:40	確認をしなければいけないので、その部分ですね、きちっと簿特に防爆の話、対応できてるかで、感知器についても、
2:54:51	だからこういうところがあるから防爆品を採用しなければいけないという理由になってるところがあるんですけども、先ほどの確認の内容かを見ててもですね、
2:55:01	若干ちょっとあやしいところがあったりするんで再度確認をいただきたいと思っております。よろしいですか。
2:55:08	北海道電力の平田です。火災感知器、特に今お話ありました、防爆型の感知器の設置する場所、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:55:16	現状の状況を踏まえて再度確認させていただいて資料の充実、もしくは必要であれば、感知器を拡大する等を検討させていただきたいと思いません。はい。
2:55:29	よろしくお願ひします。で、それが(1)番の話で(2)番の話も、その中に、可燃性蒸気の話以外に、粉じんが生じるような場所があった場合ですね、これ火災防護審査基準に基づいて、
2:55:45	感知器設置するときに、どうしてもできないなどなどというような話ですね時々散見されますけれども、
2:55:53	ぼ、えっと、
2:55:55	ビーフ、いわゆる糞中をですね、生じる場所においては、
2:56:00	粉じんの濃度をどうコントロールするのか、またはですね、ここに書いてある通り、粉じんについても、場合によってはですね防爆対応しなければいけないと。
2:56:10	いう話がありますんでそこがきちっとチェックできているのかどうかということを確認いただきたいんですね。大丈夫ですか。
2:56:19	北海道電力の平田です。
2:56:22	ほぼ粉じんの発生する恐れがある設備がないことは一度確認はしてございまして現状設備も追加されてないのは確認してございますただ、
2:56:32	再度私どもの認識を確認を踏まえて、野瀬設備の方確認して必要があるかどうか、改めてチェックした上で資料の方確認したいと思います。
2:56:43	火災対策室の齋藤です。よく設工認の時にですね廃棄物処理のところですね、この話出てくることであって、
2:56:52	その時に、急に設高になってから高になってからですね、粉じんがあるとかいう説明ができなくなりますから、その部分をきちっと確認してくださいね。
2:57:02	次に、
2:57:03	水素の話について、火災防護審査基準上でですね、ここは他の話と一緒になので、ここはそうです。そこまで
2:57:15	厳しく見る必要はないのかもしれませんが、水素検知器等あと中央制御室に対してその警報を発することとかですねそうした基本的なことがきちっと含まれているのかどうかと。
2:57:26	いうこと、そうしたものについてですね、確認をお願いしたいというふうに思っています。ここはよろしいですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:57:34	はい北海道電力の平田です。こちらの方設計としましてはこれに適合した状態というふうには考えてございますが、改めて記載確認させていただきたいと思えます。
2:57:46	次に2.1.2のところなんですけれども、ここは基本的には負材料の話で、
2:57:53	不燃材料をきちっと使用してくださいという話とあと難燃ケーブルをきちっと使用してくださいと難燃ケーブルを使うときには、基本的には垂直
2:58:04	延焼試験の話と、あと、延焼性の実証実験の方法等を用いて行うというふうになってるわけなんですけれども。
2:58:13	電線管を難燃ケーブルとして扱うのであれば、それと同等の話をですね、きちっと説明をいただきたいと思っておりますので、
2:58:23	そこんところについてですね、改めて記載を確認いただければと思っております。特に難燃系ブルーが難燃ケーブルの代わりに電線管を使うときに、両側をパテで、
2:58:37	埋めてそれで自己消火するからオッケーですって話を言ってるんですけどもそれが、それはその理論として、それがiトリプルの383とかにですね、どれだけ
2:58:49	沿っているのかという考え方についてはですね、
2:58:53	許認可の資料に書き込むのかそれとも補足資料として説明するのかそこについてはまた別ですけども、
2:59:01	きちっと確認をお願いしたいと。説明ができなければ、電線管の何年かの話って成立しないと思っておりますので、
2:59:10	と私は考えていますけれども認識は合っていますかね。
2:59:17	北海道電力の平田です。電線管につきましては例として挙げていただいた通り、集材によってあと酸素濃度ガス等少ないということで、窒息消火するという部分の記載がございまして、
2:59:32	ただアイトリ踏まえてそういう部分も含めて説明する必要性がございと認識してございますので、弊社資料を再度確認した上で、適切な説明性を持たせるように、必要があれば修正したいと思います。
2:59:46	よろしくお願ひします。2.1.3を先ほど小越の後、確認させていただいた通りなんで、ここは割愛しますで2.2.1の火災感知のところですけども先ほど宮本からもお話しましたけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:00:02	(1)の①番で、一番最初に何が書いてあるかって、各火災区域におけるって書いてあるんで、空間全部を基本的には見なければいけませんと。
3:00:12	ということが書いてあるわけですよ。ここの部分はよろしいですかね。
3:00:18	北海道電力の平田です。はい。その認識でございます。
3:00:23	次に②番のところで、その網羅性についてですね、きちっと言及されています。その網羅性の技術基準として、
3:00:33	消防法の施行規則の23条4項という規格がありますんで、
3:00:38	ここの比較はあくまでも網羅性を指摘しているものなので、要は感知器の同等な、同等の性能を有するという話とはまた違いますよということについては大丈夫ですかね。基本的には、
3:00:52	感知器と同等なものっていうのは何かっていうのは、(1)の①番の方できちっと確認をしなければいけないので、
3:01:00	そこの部分ですね、許認可の資料を作るときに、考え間違っていると、また後で設工認時にですね、いろいろと話が飛びこんがらがりまして、
3:01:13	ここの①番と②番の関係についてですね、①番は機器の選定、同等品を含めた機器の選定の話。
3:01:20	②番についてはその設置基準の話と、
3:01:24	ということでご理解をいただき、いただいているのかなというところの確認をしたいんですがそれは大丈夫ですか。
3:01:33	北海道電力の平田です。後、後、今説明いただいた①と②の認識で感知器の追加設置の方検討させていただいているところです。
3:01:47	火災対策室の齋藤です。追加設置というよりもそもそも、今の基準がそうですということですので、合わせて、
3:01:55	ここの今、本文を比較表をずらっと読んでよくわかんなかったところとして、同等品として、要は感知器というのは基本的には消防法令に基づく国家検定を受けてるものなんですよ。
3:02:09	それ以外のものとして、サーモカメラとか、
3:02:15	何だっけ、何か光ファイバー式の温度センサーとか、いろいろあるかと思うんですけども、それを使うという方針があんまり読めて読めないんですけども、そこはどっかできちっと言及されていますかね。
3:02:31	北海道電力の平田です。今回ご説明に使わせていただいた資料基本方針の部分になってましてその部分記載が薄いところがございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:02:41	ただ今後作成して提出させていただく資料につきましては火災感知設備特化した資料でございますので、そちらの方で説明させていただきたいと思えます。
3:02:53	火災対策室の齋藤です。
3:02:56	基本的に何を使うのかということで基本方針の中で、基本的にはもうそうした方針の網羅性が、基本的には書かれていないと。その後、その他に、実際に工事するときの工事認可のときに、
3:03:09	必ずですね、何て書い許認可でないものがそこに出てくるんだって話になりますんで、その部分、記載等についてきちっと確認をお願いしたいと思えます。
3:03:19	あわせて、④番のところの(1)の④番のところ中央制御室で適切に監視できる設計であることというふうを書いてあって、ここについて、
3:03:30	基本的、今この資料の中でも火災感知器の
3:03:34	のことについては中央制御室でどう監視するのかということについて触れられているような気はしたんですけども同等品の話について、
3:03:44	何かあまり触れられてないような気がしましたんで、その部分について改めてし、内容の確認をいただきたいんですけども、よろしいですか。もし使わないのであれば別に書く必要はないんですけどもね。
3:03:55	同等品を
3:03:59	北海道電力の平田です。泊としましても同等品を使用する予定でございますので、それを踏まえて火災感知器の資料の方、適切な修正加えたいと思えます。
3:04:11	はい。よろしく申し上げます。あと、念のためですけども、
3:04:15	こうした技術I I的な話をですね論じていただくときに、国家検定受けてるものは基本的には品質保証されてるものですからそれを前提にお話しんですけども、検定品でないものについては、
3:04:29	どの段階で確認するかはともかくとして事業者としてはですねそれがきちっと国家検定と同等のですね、性能を発揮するかどうかについての説明の責任は事業者側にありますんで、どの段階かはまた別としてですね。
3:04:44	当然それを採用するためのですね性能の保証はみずからしていただくというのが原則ですからとりあえずそこは改めて申し添えだけさせていただきます。
3:04:55	あと消火設備のことについてですけども、先ほどいろいろ確認をさせていただいた通りのところで基本的には

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:05:05	大きな確認ところはないんですけども、先ほど申し上げた通り（2）番の①の照明器具の基準であったり、それから②番のところの、
3:05:16	2時間の最大放水容量を設計できる、確保できる設計であることとかです、そうしたところの数字のところについては、そもそも
3:05:28	これがもともとの基準だということをですね想定し、考えて、きちっと論理を組み立てていただきたいんですけどもそこは大丈夫ですね。
3:05:40	北海道電力の平田です。はい照明器具の指摘もありました通りそこら辺再度、時間とあと全体的な活動、そういうのを想定した上で、
3:05:51	設計として成り立つかどうかという部分を
3:05:56	検討させていただいて、設計の方に反映させたい、していきたいと思っています。
3:06:01	はい火災対策室の齋藤です。
3:06:04	あと2.2.2のところはここは市自然現象によって機能、性能が維持される設計のところなんでここはもう、また別に耐震の話でまたしっかりと、
3:06:15	されるんだと思っていますまた2.2.3のところは、これは影響評価ガイドの確認の話なんで、ここはこれですねZ O Iの話も含めてですねきちっと確認をいただきたいと思っています。あと2.3のですね、
3:06:28	影響軽減のところなんですけれども、
3:06:31	特にですね
3:06:34	課題、防護対象機器等の話の場合にですね、3時間以上の耐火能力の耐火兵器の話をですねきちっと網羅できて確認で、基本方針の中に書き込んでいるかと。
3:06:48	いう花Cはまず1点お願いしたいのと、あと過去2番のところ、系統分離の考え方、ABCと三つありますよね。30、3時間の
3:06:58	タイヘキで分離されているか、6メートルと1時間、感知消火の話、1、6メートルの感知消火それから1時間の耐火と、
3:07:07	感知消火、ここの分類のところについてですねきちっと、
3:07:11	基本方針の中でも必要なことをですね書き込んでいるのかということについては再度確認いただきたいんですけどもよろしいですか。
3:07:21	北海道電力の平田です。
3:07:25	要求されている事項明確になっていきますので3時間であれば3時間耐火という部分を、適切に設備側の設計試験等で確認しているということを適切に示した上で、
3:07:38	説明資料の方作成進めていきたいと思っています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:07:44	はい。それから、
3:07:49	あとこの(6)番のところにですね油タンクの話が入って書いてあって、これについては屋外排気できるよう設計できてることって書いてあるんですけども、ここは基本的には消防法の考え方と基本的には考え同一のはずなんですよね。
3:08:05	この辺消防法との関係について、きちっと整理した上で、対応なされていると思うんですけども、その部分が基本方針等で必要なところについてきちっと網羅されてるかについても、
3:08:20	再度確認をお願いしときたいんですが大丈夫ですか。
3:08:26	北海道電力の平田です。はいこちらの方現状基本方針にも当然記載はしてございますが、改めて
3:08:34	設備を踏まえて記載が適切かどうかというのは確認させ、していきたいと思います。はい。それから3番の個別の火災区域のところの話で、
3:08:44	ケーブル処理室Ⅱの話が書いてあるんですけども。ケーブル処理室の話って、基本方針の中で触れるのかどうかって話はあるんですけども、
3:08:54	基本的には処理、2ヶ所以上の出入口入口を設けることとかですねそれからあとケーブルトレイの離隔距離についてここ記載されていて、
3:09:05	これって系統分離の話と合わせて、きちっとですね
3:09:11	全体的に見ていないといけないんですけどもそこ大丈夫ですか。
3:09:16	北海道電力の平田です。マリーの設計ではですねケーブル処理室というちょっと広い空間イメージされてると思いますけども、フロアケーブルダクトという形ブルーのみが通るような、すごく狭い空間になってございます。
3:09:31	ですのでケーブルの間の離隔距離はないですけども、系統分離対策として3時間の系統分離ということで対策してございます。そこら辺を踏まえた上で、適切に資料のほうで説明させていただきたいと思います。
3:09:46	ケーブル室がないという、火災対策室の齋藤ですケーブル室がないというのであればですねその部分についてですね、きちっと
3:09:53	説明が必要かと思っておりますのでよろしくお願いたします。それから、
3:10:03	えっとですね、
3:10:05	中央制御室の話で防災性能カーペットの話は確か書いてあったと思うんですけども、防火ダンパの話して、床、この段階で記載、防災カーペットの話に記載するのであれば防火ダンパの話についても、
3:10:19	記載をしていないと、レベルとしてはおかしいんですけども、ここは何か記載ありましたっけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:10:29	北海道電力の平田です。多分この項も食うにつきまして防火ダンパに特化したような記載は現状なかったのかなとちょっと、改めて再度確認させていただきたいと思います。
3:10:43	よろしくお願ひしますとりあえず火災防護審査基準と先ほど私が確認させていただいたところで結構ずれがあって、矛盾するのではないかとと思うところがですねあったんで確認させていただきましたけれども、
3:10:58	基本的には火災防護審査基準をきちと呼んでやってますということについては今言ったようなところの話がいろいろ全体的に網羅されてるかどうかと。
3:11:09	いうことがまず前提だと思っておりますんで次回の話のときには、こうした話が基本的には全体的に網羅されているのか、されていることを前提にして、
3:11:21	いろいろ確認をさせていただきますんでそのつもりで、お願ひしたいと思います。
3:11:26	個別のところにお話をしてもおそらく多分こういった基本的な話そのものですね、基本的にはずれてる、または
3:11:36	火災防護審査基準を技術的基準として使っている県消防法令の話、例えばアナログの話であったとしても、
3:11:47	火災防護審査基準で要求してるアナログの話っていうのは少なくとも障防法のアナログの話の上に立脚してですね要求している事項ですから、
3:11:57	そこを理解されてなければ、おそらくその話がかみ合わないんですよね。
3:12:02	建築基準法上の話で、李。
3:12:06	乗っかってる話っていうのは耐火基準の話であったり不燃材料の話であったり、
3:12:13	難燃材料の話であったりというその建築基準法上の防火の
3:12:18	基準、基準または技術基準に、技術の内容に沿って、その上に立脚してこの話があるわけですから、そうしたところをですね、確認を改めてお願ひしたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。私からは以上です。
3:12:58	規制庁の長江です。ちょっと私からもちょっと確認したいところがあるので、この比較表の8の本文の12ページのところなんですけど、
3:13:10	ここで(1)番、ページの右の鷺見の(3)の原子炉の高温停止及び
3:13:17	低温停止を達成し維持するために必要な構築物系統機器ということで、最終的にここで①から、その次の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:13:26	13 ページの 14 までですが、ここに選ばれている機能を最終的には選定されて、
3:13:35	その詳細が
3:13:37	後ろの表の方に書かれているんですが、ちょっと字が小さいので、そのまとめ資料の方がちょっと表の
3:13:46	字が大きいので、
3:13:47	そちらの方の、ページ数でいうと、
3:14:00	まとめ資料の方の本文の 8 条の、
3:14:06	69 ページが終わった後に、
3:14:09	別添 1 っつのがついてて、
3:14:14	ずっとその先を見ていくと下の方にページで
3:14:19	8—資料 2 の、
3:14:22	ページがついてると思うんですけどその 26 ページまで進んでいただいて、27 ページですか。
3:14:30	8—資料 2 の 27 ページ。
3:14:34	の後にですね
3:14:36	添付資料 1 という形で、
3:14:39	先ほど選んだ安全停止に必要な系統、
3:14:43	機能に対するその系統であったりっていうのが、まとめられた資料が、
3:14:50	資料添付資料 1 に載ってて、
3:14:53	この資料、この資料って、何ですかね他の
3:14:58	設置許可基準規則の六条の外部衝撃とか、九条の溢水とか、あと 12 条の安全施設とも関連してくるんで、基本的に
3:15:10	次のページでは始まる
3:15:13	安全機能の重要度分類の P S 1 から M S 3 まで全部、その機能を一番最初に並べて、
3:15:21	そこから該当する、バウンダリー機能は何というもので構成するかっていうものがあるって、その横に、
3:15:31	ちょうど細井なんですけど原子炉の安全停止に必要な機能ということで丸をつけて、これが
3:15:37	皆さんが考えてるその先ほどの 14、
3:15:41	昨日の丸運にそうしていると、さらに、もっと大事なことは、
3:15:47	その右のところに
3:15:50	火災による
3:15:52	機能影響っていうふうに書かれてるんですけどここ実はですね他の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:15:56	6条でしたかね六条竜巻カーの外部火災か忘れたんですけれども、
3:16:03	そこのタイトルの方がむしろふさわしいと思うんですけどおそらくこれって火災防護対象を行う機器の抽出っていう意味合いだと思うんですよね。
3:16:14	で、添付書類1っていうのは、基本的には左の方の安全機能の重要度分類から1000、1000、パーツと並べてその中から、
3:16:26	その当該ノウジョウコウに必要なまず、その必要な安全機能を守るべき安全機能を選んでさらにその安全機能を構成する系統機器を具体的に抽出していくっていう。
3:16:40	プロセスなんで、非常に重要な表だと思うんですよ。それと書く上で、少なくとも左の方の安全機能の重要度分類指針から来る、表の一覧は共通だと思ってます。
3:16:52	ですから
3:16:54	ここの
3:16:57	添付資料1のつくり自体は各条文、要求される、その防護施設、
3:17:04	それ、それに該当するものってのが変わってくるんで、共通で使っていたら、私の理解がよろしければ
3:17:12	何、何名に何々防護対策を行う、系統機器の抽出とかっていうのがその右の欄に入っていたらそれが条項ごとに
3:17:24	使い分けていただければ共通性が出てくるのかなと。
3:17:29	というのは1点ですその点まず認識いかがですか。
3:17:35	北海道電力の平田です。今説明していただきました。こちらの表につきましては、689、重要度分類を用いた表になってますので、
3:17:47	言われている通り共通化図れる部分かと思っております。ですので資料館のほうの記載を確認させていただいて、統一するということを検討させていただきたいと思います。
3:18:15	ちょっと難しい話だとは思いますが、基本的には、
3:18:21	統一できるところは統一できると思うんですよ全部は無理かもしれないんですけどね。
3:18:25	で、
3:18:26	その上でちょっとさっき出てきた
3:18:30	バウンダリ機能とそれとPWR固有の異常状態の緩和機能のところの話でね、具体的に
3:18:37	もう少し詰めて欲しいところ言いますと、
3:18:41	そのページの一番最初に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:18:43	MS、PS1の一番最初の(1)で、
3:18:47	原子炉圧力容器のバウンダリ機能があって、
3:18:50	その中で基本的には皆さんは原子炉容器から下のところの、その原子炉の安全停止に必要な機能としては、丸尾真ん中のところにつけられて、
3:19:01	さらにその火災防護対策を行うべき
3:19:05	系統機器の中心としては
3:19:08	2段目ですかね
3:19:10	坂土肥を構成する隔離弁に丸をつけられてるっていうそういう理解です。で、
3:19:17	先ほど私が言ったもう一つTWL固有の
3:19:23	異常状態の緩和機能っていうことが、ずっと下のページでいくと8の資料2の添付、
3:19:31	1-9、9ですかね救急のところ、
3:19:35	表で書かれててこれMS2なんですよね。事故時の、ごめんなさい。異常状態の緩和機能下から二つ目のところにあって、加圧器逃がし弁の
3:19:47	手動開放機能だと思うんですけども、それと加圧器ヒータとか加圧器逃がし弁元弁とか書いてて、
3:19:56	最終的に1000選定されてる右端の火災防護対策、対象設備としては
3:20:04	加圧器逃がし弁の手動開放機能だけを選ばれていると、こういうことで理解してます。それで
3:20:13	それを具体的に図面に展開していただいたやつがですね、その表の終わりから、
3:20:20	一番最後の13ページで、添付1-13ページで表側、13ページ4ページで終わってそのあと、
3:20:28	添付資料2に続くんですけども、
3:20:32	添付資料2のところのページで言うといくと8---し、資料2、資料2の、
3:20:39	添付2-2ページというところに、
3:20:42	原子炉冷夏剤圧力バウンダリ、加圧器安全弁加圧器逃がし弁と書いて、ここに
3:20:50	先ほどの表で選定された機能を持つてる系統機器が展開されてるんですけども、ここの
3:20:59	この8の紙の紙の2-添付2-2-2っていうこの図を見ていただくとね、その赤い線何金戸バンドで書いてんのかなと思ったら、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:21:09	右の上の凡例のところに、原子炉の安全停止に必要な系統機能を発揮するために必要なラインって書かれてて、
3:21:17	この図のタイトルを一番下に書いてるんですけども、原子炉冷却材圧力バウンダリ加圧器安全弁加圧器逃がし弁と書いてて、
3:21:25	伴有弁がどこかもわからないし、例えばその左上の方にある加圧器を見ると、
3:21:31	加圧器のラインはあるんですけど、その安全面ってこの三角形のところだと思うんですけど、そこに印はないし、
3:21:39	加圧器の逃がし弁ってどこっていう印も何もないし、鳥羽ンダリーの一番大事な
3:21:46	これ菅さんがおっしゃった、頑張り変えますよっていうクラス1の変更の範囲の変更の話の前の資料だと認識してますけど、それにしても
3:21:57	すごい
3:21:58	整合性の悪い資料なんですよ。で、
3:22:02	こういう図を、ちょっと何て言うんすかね。そのまま出されてるっていうのはちょっと理解に苦しむところなんで、きちんと見直していただきたいっていうのと、
3:22:15	同じ先ほどの機器を選んだっていうところでいうとですね。
3:22:22	ずっと一旦添付資料5っていうところは機器リストになってるんですよ実は、ちょっとそこからさらに図面の方が終わって、
3:22:32	ずっと行ってから、20ページぐらい先ですかね
3:22:37	添付資料5っていうところに機器リストが並んでいて、
3:22:43	ここに
3:22:45	8の下ページ番号で言うと8-7-2の添付5-1っていうところから、機器リストが始まっていて、
3:22:54	見たての列の真ん中あたりに、
3:22:58	原子炉冷却材圧力バウンダリっていうところろうがあるんですけど、
3:23:03	おそらく
3:23:06	機器としてはこういうもんだっていうことが書かれてて、
3:23:09	この真ん中辺りの例えばその加圧器逃がし弁の元弁とかあるんすよね。
3:23:14	元弁とかさっきの絵見ていただくと何もないし、
3:23:18	いろんなものがこう書かれてるのが全然まず反映されてないっていうのと、
3:23:26	それから先ほど私が言った

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:23:29	加圧器逃がし弁のところの指導開放のところなんですけど、8の資料の2-添付5-7っていうところの一番上なんですけど、
3:23:40	ここで
3:23:41	よく見ていただくと、その加圧器逃がし弁の機能のところにね、
3:23:46	原子炉冷却材圧力バウンダリで安全弁及び逃がし弁の吹き止まりっていうことでバウンダリとしての吹き止まり機能を持って、かつ、
3:23:56	この異常状態の緩和機能を持ってっていうのが、その加圧器逃がし弁なんです。だから、先ほど言ったように
3:24:04	はンダリーであってさらにその異常状態の緩和だっていうのがこの加圧器逃がし弁で、
3:24:11	一つの目的じゃないんでねその辺の話も含めて、ちょっと今これ、一つの例で、目についたところだけ言ってるんで他の設備もみんな同じです。
3:24:22	基本的にちゃんともとのそのバンドリング機能であったり、先ほど言ったように
3:24:30	スタックオープンしないような機能であったりとか、いろんな形で
3:24:34	その設備とか機器が持つ機能って複数持つ場合もあるんでね、それと先ほどのこのリストと、それからさっき出た、
3:24:45	系統図ですね系統図の整合性とか図っていただいて、これ見るとすごいぱっと見ただけでも、かなり何ていうかな間違い間違いというか、
3:24:57	何て言うんすかね確認漏れが多いと思うんで、さらに、金谷さんおっしゃったように、さっきのバーンなりクラス2からクラス1に変更になったことで、かなり隔離弁も増えるはずなんです。
3:25:09	その辺少しちょっと対応が遅れ、遅れて後手に回ってますので、ちゃんとかこういうものは、みんな共通になるところが多いので、
3:25:20	きちんと精度を上げて、正月にちゃんとか、
3:25:23	いつも頑張っていたら訂正していただければと思うんですけども。
3:25:38	えっとですね。
3:25:40	ちょっと少し、
3:25:41	多分、
3:25:43	金サーンだけから6条89条出られていけば、大体わかってると思うんだけど、
3:25:51	火災と溢水と六条っていうのは、
3:25:55	防護対象が違うんですよね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:25:59	だから先ほど石松って回答されたんだけど、
3:26:02	私はできないんじゃないのそういう意味なんだ。
3:26:05	何が違うかっていうと、
3:26:08	何かこれを、
3:26:15	事業者でよくそこは確認してください。
3:26:19	あと、ちょっと今気づいて永井さんが言ったので気づいたんだけど、
3:26:23	これ先行もそうだったかもしれないけどこの安定停止っていう表現は、 多分、
3:26:28	審査基準ではそういう表現になってないところです。高温停止及び低温 停止になってると。
3:26:34	それをまとめて安定停止ってどっかでまとめるんだったら構わないん だけど、それは基準の言葉にちょっと合わしといた方がいいかなと。
3:26:41	思いますので、
3:26:44	よろしくお願いします。あとは、
3:26:46	さっきも言いましたけど、ちょっと今、永井が言った話を含めて、
3:26:51	ここの記載はどうあるべきかとよく事業者の方で確認してもらえればと 思います。以上です。
3:27:07	大丈夫。
3:27:09	規制庁の天野です。ちょっと私から、8条全体の再最後ということで、
3:27:15	41条も聞く、
3:27:19	全体に関わるものとしてちょっと3点大きく3点、ちょっとコメントと 確認させていただきます。まず、まとめ資料で比較表の正誤について は、
3:27:29	これさっき冒頭ありましたけど、
3:27:33	20分をこのメンバーで、ちょっと次、非常に火災対策室のメンバーも加 わって、
3:27:42	この時間を浪費してるということで、
3:27:44	例えばあらかじめわかってるのであれば、あの紙整合表を使ってです ね、準備していただいて、何ページをめくってというような、
3:27:52	誤動作と誤作動みたいなものは、もうそれでサッと確認が済む話なの で、
3:27:59	審査の効率化に資するような進め方をぜひご検討お願いします。
3:28:04	もう一つは、
3:28:07	取りまとめた資料のですね、
3:28:11	11、4ページの11番に関係する話で、これ一応確認なんですけど

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:28:17	本比較表本文で、3ヶ所出てくると思うんですけども、
3:28:25	比較表本文 33 ページのこの1のところ、
3:28:29	ここには内部が水で満たされておりという記載しかなくて、
3:28:34	大岩
3:28:36	金属に追われておりという話記載があるんですけど、
3:28:40	泊で、同じく 38 ページのbのところでは、
3:28:46	Bのところと、
3:28:48	あと 44 ページのCのところですね、ちょっと泊の中でも記載が違うんですけど、今日の議論を踏まえて改めてこの辺りは整理し、
3:28:58	されるという理解でよろしいでしょうか。まずこの2点お願いします。
3:29:05	北海道電力の石川でございます。まずですねまとめ資料と比較表の不整合、それから、誤記の説明、当初 20 分間をかけてそれをちょっと浪費さしてしまったという、
3:29:17	こと、これにつきましては、本庄に限らずですね今後同じようなことあれば、同様に対応して、審査の効率的な推進に寄与したいと思います。
3:29:27	まとめ資料と比較表の不整合につきましては、昨日の件もございましたので今総チェックをかけているところであります。
3:29:34	あと2点目の取りまとめた資料の4ページとかあとせかさ比較表-33 散布 38 ページの記載の揺れについては、
3:29:44	いいですか、説明してもらっていい。
3:29:48	北海道電力の平田です。ご指摘ありました通り弊社内の非記載についても一部統一を図れてないところがございます。その部分を踏まえて、
3:30:00	適正化等図った上で統一感あるような資料の構成にしたいと思っております。
3:30:07	はい。規制庁の天野です。よろしく申し上げます。それで、ちょっと3点目、ちょっと系統分離に関してこの比較、
3:30:15	取りまとめた資料の、
3:30:19	す、11 ページですか、ナンバー31に関連して、
3:30:28	まとめ資料の方で確か写真を使ってですね。
3:30:32	まとめ資料の、
3:30:35	これは資料、
3:30:38	資料6ですか、資料6の、
3:30:43	8の資料6の4ページの写真で、
3:30:47	ちょっと説明されたと思うんですけど、
3:30:50	今対象としてるのはですね

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:30:53	用語的には、中央制御盤括弧安全系コンソールってということで、
3:30:59	安全系コンソール 123 ということで整理をされていると、ということなんですけど。
3:31:06	この 6-5 ページ見ていただくとですね、安全系コンソールっていうのが三つあった上で、設備構成としては、
3:31:15	全体が中央制御室で、下の方にフロアケーブルダクトを介して、
3:31:23	人の方に
3:31:25	安全系、
3:31:26	計装盤室とか、安全系 F D P プロセッサとかっていうのがありますと。
3:31:32	今、その系統分離で検討されてるところがですね、
3:31:38	何となく、
3:31:40	十分なのかという観点でちょっと確認させていただきたいんですけど、ちょっと私も、
3:31:46	八丈詳細に
3:31:48	確認をしてないので、少し誤認があったら、ご指摘いただければと思うんですけど。
3:31:57	同じ資料 N o 8 の資料の 6-23 で、
3:32:02	今言った三つの安全系酵素コンソール三つの、
3:32:08	火災想定をしてますということなんですけれども、
3:32:14	盤面配列でちょっと名前がないので、
3:32:19	もし、今日の資料にあったら、この場合、盤面配列授業の資料にはあったんですけど、他に警報用 V D U とか、
3:32:31	とはいえ、ハードワイアードがあったと思うんですけど、今日の資料にありますか。
3:32:42	北海道電力の平田です。今言われました盤面賞を記載さしてはちょっと今八条の中にはございません。
3:32:50	わかりましたちょっと私、解説しますけど例えば今、
3:32:56	火災想定してるカーの、
3:32:59	左にはですね、V D、常用系 V D U が二つあったり、警報用の V D U っていうのがまずあったり、
3:33:08	H W 操作器っていうのも並んでますと左側に、で、
3:33:14	ブルーが二つあって、その間には常用系 V D U があって、一番右には警報用 V D U というようなまず盤面配置に、現状になってるかと思えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:33:25	それで、
3:33:26	ちょっと泊3号のそのプラントの線工事実績にない特徴としてですね、この運転コンソール。
3:33:36	総合デジタル化っていうのがあるので、
3:33:39	この観点でっていうことなんですけど、例えばですね。
3:33:44	資料7の、
3:33:49	8の資料7の22ページ。
3:33:54	見ていただくと、
3:33:57	これ、安全系VDUじゃなくてここはですね。
3:34:02	3-運転コンソールっていうふうになってるんですね。で、
3:34:08	一番左側、
3:34:10	火災を想定する区画の火災元は、
3:34:13	3運転コンソールと、
3:34:16	真ん中の、
3:34:17	火災を、
3:34:19	火災防護対象機器は、
3:34:22	同じく3運転コンソールと、
3:34:25	ということで、何か
3:34:29	ちゃんと、何て言うんすかね、設備、
3:34:33	機器が分解されて、相互の火災影響が、
3:34:37	ちゃんとできてるのかっていう感じがしますと。
3:34:41	河西久賀。
3:34:44	についても、
3:34:46	もうこれちょっとマスキングですけど、
3:34:49	資料は、8の資料6の、
3:34:54	95ページですかね。
3:34:59	ちょっと松木が言いたいんですけど運転コンソールっていうのが、
3:35:03	どうも一つの区画になってますと。
3:35:08	ということですね。
3:35:10	あとは、
3:35:15	あとは関連するところとしてはですね。
3:35:21	8の資料6の9ページ。
3:35:25	ちょっと見ていただきたいんですけど、
3:35:28	5、5ポツ3のところの、
3:35:32	三つ目のパラグラフこれに加えてのところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:35:35	中央制御盤括弧安全系槽類力さんのA系B系がとあって、
3:35:42	最終的にこれらの六つのうち少なくとも一つは火災を想定しても機能が確保されるようということで、
3:35:50	そもそも
3:35:55	この六つのうち一つで本当にいいんですかと。
3:35:59	ゆ融度がちょっとよくわからなくてですね。
3:36:03	本来A系B系に分かれていれば、A系全部とか、B系全部とかっていう気もしますし、
3:36:11	6-22 ページの(2)の安全評価のところでもう、
3:36:15	これはまた違うことが書いてあってですね。
3:36:19	一つの中央制御盤の火災によりってということで、
3:36:23	ここは下から3行目の最後のところから、
3:36:27	残り1台の安全系コンソールの操作によりってことで、A系かB系かどちらか残るようにと。
3:36:34	いうふうになっていると。
3:36:36	というようなところで、
3:36:38	基本的な何ていうんすかね。先行多分実績がないので、
3:36:43	よく設備構成とかですね。
3:36:47	防護対象とかっていうのを整理していただいた上で、
3:36:51	どういう想定に対して何を起こして、系統分離するのかっていうのが、
3:36:56	整理されてるのかなっていう感じがしますということなんですけど。
3:37:03	いかがでしょうか。
3:37:09	北海道電力の平田です。
3:37:13	先ほど大瀬言われました通り、ちょっと資料館の中で、
3:37:20	何に対する分離というところで系統分離であったり、それにプラス単一故障での記載であったりというところで、
3:37:30	要求に対する分離がちょっとわかりにくい記載構成になっているのかなというふうには認識いたしました。
3:37:40	基本的には盤の中にはA系B系が一つの安全系構想にありましてそれは坂野設計の中で、試験に伴った分にはさせていただきます。
3:37:50	その上で複数の同一機能を有する盤が三つあった上でその三つの盤のどれか一つが機能喪失しても生きてる、他の盤で、
3:38:00	操作ができるという部分で系統分離をご説明させていただいている資料となっております。ただそこにこの単一故障という部分の記載を一緒に合わせて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:38:11	入れていますので、多分その部分でちょっと混乱を招くような構成になっているのかなというふうに認識しました。ですので、ちょっとこの記載等、まだこれからし最新プラントの記載体裁に、
3:38:26	合わせる形で修正は進めさせていただいているところでございますので、それも踏まえて記載のほうをちょっと見直させていただきたいと思っております。
3:38:36	はい。規制庁の天田です。ちょっと、少し整理が必要という認識をされたということで、理解しましたが、
3:38:46	あとはあれですか、警報用V D UとかHW操作器、
3:38:52	の規制上の扱いと、それを防護しなくていいのかっていう辺りも、それもあわせて、
3:39:00	その整理の中で、回答をしていただければと思いますが、よろしいでしょうか。
3:39:20	原子規制庁宮元ですけど、
3:39:23	多分比較表の理由と、
3:39:27	8本分61からが、これ系統分離の話になってて、
3:39:32	基本的には62ページ、各系統森井の話は、
3:39:37	基本的には6162で書かれてるんですけど、
3:39:42	中央制御室はそもそも距離がとれないので、
3:39:46	特別な対応としてこれ、(3)が存在していると。
3:39:50	なので、現場の検討に弱い家庭等、
3:39:54	良い方じゃないと、米英美浜の3号機とかの問題で系統分離なされて出されてなかったっていうところに関しては、この前半の
3:40:04	61ページ62ページの部分を言っていて、
3:40:07	今天野の方で指摘したのは、
3:40:10	63の中央制御室の要は、
3:40:14	単独のゲートボールとがどうあるべきかっていうところの、例えば説明がしっかりできてるかって多分、そういう、
3:40:22	話なので、多分そこは分けて、しっかり説明できるように準備してくださいと。
3:40:27	ということです。はい。
3:40:35	はい。規制庁南波です私からは以上です。
3:40:41	規制庁側から、他に。お願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:40:51	規制庁火災対策室の高橋です。ちょっと前後して申し訳ないんですけども、8の本文の32から始まる感知器を設置しない設計とするというところでちょっと休憩前にも確認はさせていただいてたんですが、
3:41:07	それぞれ
3:41:09	場所で安全機能を有する機器がある部屋ということで、一部軟質書いていただいたんですが、挙げられてない部屋ってのは、安全機能を有する機器がない部屋ということでよろしいでしょうか。
3:41:50	先ほど確か燃料トリア取替用ピット室とかはあります。
3:41:55	ダクトスペースとかそういった部屋は特にないということでもよろしかったですかね。
3:42:05	北海道電力の向井仲野です。
3:42:13	火災感知器を設置しない場所として、今、選定している箇所には、
3:42:19	安全機能を有する機器があるかないかで、ある場所は他にないのかわからないのでご質問いただいと。
3:42:28	して認識しておりますで、
3:42:31	この中だと、
3:42:42	申し上げます安全機能を有するとおっしゃって、
3:42:46	しております。失礼いたしました。
3:42:52	北海道電力の向井仲野です申し訳ありません。ありがとうございますあとほかにですと、固体廃棄物貯蔵庫の吸気室、gポツで挙げております。
3:43:02	こちらにつきましても建物全体が
3:43:08	放射性物質の貯蔵閉じ込め機能を有する機器になっておりますので、こちらも該当します。
3:43:19	わかりました。ではある部屋とやはりない部屋が混在してるということでもよろしかったですかね。
3:43:25	北海道電力の向井仲野です。はいおっしゃる通りで、こちらの記載の中に、安全機能を有する地域がある部屋とない部屋が混在しております。
3:43:35	はい。安全機能を有する機器のない部屋をすいません火災区域に設定してる理由って何かありますか。
3:43:58	北海道電力の中野です。
3:44:00	衛藤。
3:44:03	区域、安全機能を有する機器が設置されている火災区域としてまず建屋の外へキーで、区域を設定しておりますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:44:16	安全機能を有する機器がない部屋っていうのも、区域の中にあるという ような形になっております。
3:44:28	火災対策室の齋藤です。いや、ですからね今高橋からご質問させていただいたことっていうのは、もともとその火災区域の定義、
3:44:40	に照らして、
3:44:42	安全系統がないところまで、火災区域として設定する必要があるのかな いのかっていう判断をきちっと考えて行っているかと、ということだと。
3:44:54	認識してるんですよ。実際のところ、だから結局建物の外壁そのものを 建屋の外壁小建屋の外壁イコール場合は建屋イコール、
3:45:06	火災区域というふうに全部設定する考えっていうのは、どういうところで、 その必要性を考えているのかということ越し、ご説明をいただきたいと。
3:45:18	いうことを申し上げているんですけどもそこについてお答えできます かということだと思うんですね。
3:45:29	北海道電力の平田です。
3:45:32	へえ。
3:45:36	泊の設備構成としまして、機器は部屋で綺麗に分離されてるんですけども、 ケーブルトレイとかを踏まえますと、結構なエリアに跨って敷設 されている状況になってございます。
3:45:50	ですのでそれらの機器の配置を踏まえた踏まえました結果、建屋外壁を 区域として設定した上で、火災区画等を細分化した結果、
3:46:01	その一部について何も、守るべき機器がない区画が存在はしてしまいま した。
3:46:07	結果として存在してございます。ただし、建屋として防護する。
3:46:13	ことの方、ケーブル等の配置も踏まえますと、建屋として火災区域を設 定して、審査基準に基づく防護対策をする方が適切だということを、
3:46:25	考えておりました、それで現状の火災区域の設定を勘案しているという 実情になってございます。
3:46:34	はい。河西さんの高橋です。衛藤。先ほど火災区域の設定の仕方で安全 機器機能を有する機器等がある部屋を設定してそうじゃない日は、部屋 は火災区域じゃない。
3:46:47	何なんすかねその他の区域としましょうか、どういうふうに差別化して 設定していく方法もあるという選択肢も、
3:46:55	認識した上ででも、
3:46:57	全部をやるっていうふうにし、されたということよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:47:02	北海道電力の平田です。はいその通りの考え方になってございます。
3:47:08	全体を、葛西と高橋です。全体を火災区域として、守らなきゃいけないという設定したけども、
3:47:16	このスペースには感知器を置かないっていうふうにピックアップしたっていうことですよ。
3:47:24	北海道電力の平田です。はいその通りになってございます。
3:47:39	火災対策室の齋藤です。今の話で、
3:47:45	私が先ほど確認をお願いしますねといったところと、少し、
3:47:51	矛盾してるお話をされてることに気づかれてはいますよね。
3:47:55	要は、火災区域として設定したのであれば、基本的には火災防護審査基準としては、すべからく網羅的に区域全体を、
3:48:06	火災感知ができるように設置してくださいと。
3:48:10	いうお話を差し上げているわけです。で、
3:48:13	その中で、どうしてもその火災感知器を置けない。
3:48:19	ところについては、
3:48:21	こういう条件がありますというお話を先ほどからされていると、今、ここで、
3:48:28	お話をしている8の本文32ページから33ページにかけての、gポツというところですね。
3:48:37	ここについては、
3:48:38	要は本来は置くべき話なんだけれども、置かない理由について、
3:48:46	本来だったらここって置けるんじゃないですかって話について、なぜ置かないという説明になっているかというところが、少し、要は原則の話からすると、
3:48:58	弱いという形になるわけですよ。それを回避するやり方としてはそもそも火災区域の仕方を、
3:49:06	どのように設定しているんですかというところに立ち戻るのか、それとも加瀬のエリア全体として火災区域と設定した以上、どうしても置けないんだと。
3:49:17	いう説明をし尽くし可能どちらかしかないわけです。
3:49:22	そこはご理解いただけてますよね。だからその上で、
3:49:25	ここの10ポツのところ、なぜ置かないんですかというところについて、野瀬、資料を充実して、改めてご説明をお願いしたいということになるんですけどもそこはご理解いただけますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:49:41	北海道電力の平田です。はい本日説明させていただくまでは、区域の中に感知器を設置するという認識がございました。ただそこにつきまして、現場状況を踏まえて、
3:49:55	火災が発生しないという理由でつけないというふうなところは当初考えてございましたけども、本日のお話を伺いまして、原則つけるところについて区域は、原則付けるという部分でつけてないところに限っての話と、
3:50:11	ということで理解してございますので、現状今、
3:50:15	設置しないというエリアとして記載はしてございますけども、その記載にエリアにつきまして再度検討させていただいて、区域として除外するのかもしれない火災感知器を設置すべきなん付け、
3:50:28	本当につけられないエリアなのかというのは確認させて資料に反映したいと考えてございます。
3:50:36	火災対策室の高瀬ですわかりました。あとすいませんもう一つなんですが感知器をつけないということでこれは消防法令上の感知器もない部屋になるという認識でよろしいでしょうか。
3:50:55	北海道電力の向井仲野です。はいご認識の通りで、問題ございません消防法上の感知器も設置されていない場所になります。
3:51:05	はいわかりました火災室高橋以上です。
3:51:10	はい、規制庁が他によろしいでしょうか。
3:51:13	はい。
3:51:14	事業者側も八条についてよろしいでしょうか。はい。
3:51:17	よろしければですね。続きまして41条のほうに入りたいと思います。
3:51:22	あとちょっと、
3:51:26	私の方は確認する内容ないので、
3:51:30	事業者側の方から、
3:51:35	はい。やっちゃいます。はい。
3:51:38	こちらからの指摘をしたいと思います。
3:51:43	まずすいません私の方から確認さしてください。
3:51:54	比較表の方の取りまとめた資料の4ページをお願いします。
3:52:05	あと4ページのNo.10のところで、
3:52:09	再再説明のところで、火災感知設備については、外気温度が-19度まで低下しても使用可能な、
3:52:18	火災感知器を設置する設計とするってということなんですけど、
3:52:23	泊の場合はマイナス19度よりも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:52:29	低下、外気温度が低下することはあるのでしょうか。
3:52:36	北海道電力の向井仲野です。
3:52:38	衛藤。
3:52:40	泊としては概況のマイナス 19 度よりも、低下しないと、
3:52:46	低下いたしません。
3:52:51	て、
3:52:55	申し訳ございません。
3:52:57	衛藤。
3:52:59	毎日 19 度までマイナス 19 度。
3:53:04	まず低下すると
3:53:07	考慮して設計を、プラント自体プラント全体としてしております。
3:53:27	北海道電力の石川ですけれども、この外気温度が-19 まで設定化しても ってというのは、このプラント全体の最低主最低使用温度の条件と同じ で、
3:53:37	そうですプラント全体がその条件で設計されていて、その条件でも使え ますという説明をしております。
3:53:44	規制庁大塚です。理解しました。
3:53:47	ということはここに書いてある火災感知器はマイナス 19 度よりも、
3:53:51	もっと下がっても使えるものということでしょうか。
3:54:06	北海道電力の向井仲野です。
3:54:11	泊発電所さんの方で、こちらの
3:54:15	今の
3:54:18	ご質問、回答できますでしょうか。
3:54:26	はい。北海道電力の石黒です先ほどのご質問のありました環境、
3:54:32	感知器の想定温度ですがマイナス 20 度、
3:54:37	まで費用化の範囲。
3:54:41	条件として持っている感知器を採用している。
3:54:45	となっております。
3:54:50	以上です。
3:54:57	要はマイナス 19 度っていうスペックで R I S プラント全体ができてま すよと。ただしそれが、要はその通常の温度変化の中では、すごく保守 的で、通常の最低気温というのは、
3:55:11	マイナス 10 度ぐらい以下までしか下がらないので、そもそも余裕を持 った設計になってるかどうかでそれが説明してもらいます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:55:23	金田ですこのマイナス 19 だつての過去の観測記録見て割いて、スーツかどっかだったかな。ちょっとあれですけども、泊自体ではそんな下がったことはないですよ。
3:55:33	なのでこのマイナス 19 度っていうのはここまで下らない地域含めて、倶知安とかって内陸が下がりますけれども海岸線では一番下がった議論になりますのでそれを、
3:55:43	その設計の基準にしておりますのでここまで下がることはないです。
3:55:53	規制庁大塚です。理解しました。そうしましたらその辺のご説明を再説明のところに追記していただいてもよろしいでしょうか。
3:56:03	北海道電力の向井仲野です。はい。承知いたしました記載するようにいたします。はい。規制庁大塚です。それとですね後、
3:56:12	凍結つうの。
3:56:14	このNo.10 の凍結の記載なんですけど、DBの方にも、
3:56:19	似たような記載があるんですけど同じことを言っている記載が何か、なんていうんでしょう。書きぶりがちょっと違っていたりするので、そこはちょっと統一していただいてもよろしいでしょうか。
3:56:30	例えば 4、3、3 行目と 4 行目の正しい以降の記載が、
3:56:36	Dの方と書きぶりが違うので、
3:56:39	ちょっと確認していただいて修正をお願いします。
3:56:43	北海道電力の向井仲野です。8 条は記載も、改めて確認の上、適正に適切に修正いたします申し訳ございません。
3:57:04	規制庁大塚です。続きまして比較表本文の 16 ページをお願いします。
3:57:19	一番下の方の (3) の竜巻のところで、女川の方は竜巻飛来物防護
3:57:25	対策設備の設置という記載があったんです。記載がされていて、
3:57:32	泊の方には、設備を設置しないから書いてないということなんですけど、先日の六条の審査の時に、
3:57:43	資料の方には設置するという記載なかったんですけど、その実態と本当に合ってるのかどうかっていうところがちょっと不明確だったので、ちょっともう一度確認して、
3:57:53	もし設置するところがあるのであれば、次の方をお願いします。
3:58:01	北海道電力の平田です。こちらの記載弊社六条関係者とは一応確認はした上で書いてございますただ、当時、確認したところからヒアリングを受けてございまして、
3:58:13	再度確認させていただきたいと思います。
3:58:18	規制庁大塚です。お願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:58:21	続きまして、比較表本文の47ページをお願いします。
3:58:31	泊の記載の(4)のボツのところなんですけど、
3:58:36	ボツの2行目のところに、
3:58:39	二酸化炭素消火器の記載があるんですけど、丹曾我抜けてますので次お願いします。
3:58:48	北海道電、あ、
3:58:52	北海道電力の向井仲野です。
3:58:55	大変申し訳ございません。修正いたします。
3:58:59	規制庁を使ってそれとですね同じ箇所、
3:59:03	確か10条の誤操作の防止の審査だったと思うんですけど、
3:59:13	二酸化炭素の消火器だけじゃなくて、粉末の消火器もあったかなと思うんですけど、
3:59:19	ここには記載しなくてよろしかったでしょうか。
3:59:28	北海道電力の向井仲野です。
3:59:30	こちら火災の性状に合わせて二酸化炭素消火器を用いております、制御盤内の火災には二酸化炭素消火器を用いて、
3:59:41	消火するという方、運用にしておりますので、こちらの記載は、
3:59:47	二酸化炭素消火器のみで、問題ないと考えております。
3:59:53	規制庁大塚で生じました。
3:59:56	ちょっと8条との文章の整合のところで、ちょっとほかにもいろいろあるんですけどちょっと今日時間がありませんので、事業者の方で確認して、ちょっと統一をお願いします。
4:00:06	はい。私からは以上です。
4:00:10	ちょっと。
4:00:13	中身の話じゃないのもう中身の話がだいぶ詰まってきたのであれですけど、
4:00:18	このまとめ資料を見てくださいと。
4:00:22	このページ数を見てくださいと。
4:00:26	そうすると、
4:00:29	8条のところのシリーズは大体字の大きさが一緒ですけど、
4:00:34	添付資料になったら、極端に字がちっちゃくなって、
4:00:38	添付資料のページ数もちっちゃいと。
4:00:44	表がちっちゃくてもいいんですけど、
4:00:46	そのあと、今度行くと、
4:00:49	その後はもう事態が変わってくると今度は大きさも変わってくると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:00:55	これはやっぱりこうこういうのっていうのは、
4:00:59	もうこれほどまちまちなページの大きさを持ってくる事業者もなかなかいないと思うんですけど。
4:01:06	やっぱりちょっとチェックするときにもっとそういうところからチェックしていかないと、こういうのはなくなるので、
4:01:13	事業者の方でこれ再三言ってますけどこういうところを、
4:01:16	他の条文を含めてよく確認してください。お願いします。
4:01:22	北海道電力の石川でございます。
4:01:24	文字の大きさのバラバラ自体のばらつき、この辺も含めてですね他の十分についても展開して是正して参ります。
4:01:46	規制庁秋本です比較表の41本文の3ページなんですけど、
4:01:53	落雷のところなんですけど、設置局の設置って書いてあってこれはあれなんすかエスエー
4:02:00	だけっていうことになるんですか、設置局は。
4:02:07	北海道電力の平田です。はいこちらの設置局代替非常用発電キーの場所についてこれを用いておりますので、41条の設備なり41条だけの記載になります。
4:02:19	次、規制庁アキモわかりましたじゃ、それで16ページ。
4:02:24	見てもらう等落雷の
4:02:27	話なんですけど、設置局って、布施通と設置っていうなんかどっちぶれてませんか、これ。
4:02:37	3ページと。
4:02:39	どっちなん、どっちになるんですか。
4:02:45	北海道電力の平田です。申し訳ございません。確かに今記載設置と布施通が混在してございます。資料確認の段階では、設置ということで関係者と確認をしてございまして改めて確認して記載統一さしたいと思ってございます。
4:03:05	規制庁秋本ですわかりました。それで11ページ41本本文の11ページなんですけど、
4:03:11	イグナイターの記載なんですけど、一応備考も読んだんですけど、これソース操作のやり方が、あれなんすか多いと違っているっていう理解でいいんですか。
4:03:26	これはあれなんすか先行の書き方、どっかのサイトを真似してる感じですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:03:35	北海道電力の平田です。伴野瀬、坂の操作スイッチに対するほぼカバーとかの敷設状況が、駒井と違ってまして。
4:03:48	通アクションを行うという部分は同じなんですけれども層理に対するアクションは、泊独自の記載ぶりになってございます。
4:03:59	あ、規制庁の木本でそうするとあれなんですかこれって、伊方とかもこういう、
4:04:05	記載はないってということなんですか。
4:04:12	北海道電力の平田です。伊方につきましてはですね、
4:04:18	操作スイッチをスパン内に収納するのは同じなんですけども、スイッチをI Iタッチ方式にするということで
4:04:28	タッチパネルをイメージする形になりましてカバーがついてたりというものとはちょっと違う形になってございます。
4:04:39	すいません。規制庁、秋本です泊と言いは、つアクションってことですか。
4:04:45	PWRの設計としまして通アクションは原則同様でございます。ただそのソーサー自体は、タッチI Iタッチであったりということで、操作する番だったり、
4:04:56	普通のCSだったりというところでちょっと操作アクションが異なっているところになってございます。
4:05:03	規制庁アキモト全挿するとあれなのか、何か、
4:05:08	あれなんですかこの記載で、
4:05:10	どっかから持ってきたものを使えばいいのになんて思ったんですけど、そんなんか、こう書いてる理由が何かあるんですか。
4:05:20	北海道電力の平田です。申し訳ございません。現状の泊の操作を踏まえた上での記載にはなっていると考えていたんですけども、もう少しほかの電力の記載を踏まえて、
4:05:33	に寄せるところを寄せるような形で検討させていただきたいと思えます。来ていただきます別になんすか、同じだったら同じ記載ぶりになるのかなと理解しているので、合わせられないところだけ、
4:05:47	になってれば構わないかなと思うんでよちょっとよく見ていただければと思います。はい。
4:05:53	私からは以上です。
4:05:57	規制庁側から他にありますか。
4:06:00	火災対策室の齋藤なんですけどさっきの今の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:06:04	雷の設置の話なんですけれども、これって内容の確認なんですけど、JISの絵のように012。
4:06:14	もともと等、
4:06:16	従来の話と、あと設置システムの話が両方セットになった企画だという認識なんですけれども、
4:06:24	なぜここで、
4:06:26	避雷設備等設置局とか設置網とかそういう言葉を、
4:06:32	並列して書いているのかなという考え方についてすみません教えてくださいでもいいですか。
4:06:41	北海道電力の平田です。こちらの項目につきまして、落雷に対する防止対策設備としての設計を各項目と認識認識して、
4:06:52	ございまして、それに対する対策、設計を併記しているという形で考えてございました。
4:07:08	すみません質問の仕方が悪かったのかもしれないんですけども、避雷設備ってというのは、基本的には雷を受ける従来分の部分があって、
4:07:20	それを逃がすための設置の部分があってそれをつなぐ引き下げ動線引き下げ動線とかですね、それからそういう
4:07:29	何だそれを逃がすための、
4:07:32	ものっていうもので大体構成されててそれが線になっている点になっているのか、それとも設置も、従来要は何だっけ。
4:07:42	網みたいな形で受けるのかっていうどっちかだっけという認識なんですけれども。
4:07:47	そうすると、言葉としては、避雷設備という言葉で全部包含されるような気がするんですけども、なぜここに
4:07:57	わざわざ設置局とか設置網とかいうですね、言葉をわざわざ追記しなければいけないのかということについて、お伺いしてるんですけども、要は、この設置局とか設置網っていうのは、
4:08:11	避雷設備とは違うものだと。
4:08:13	要は、避雷設備における設置システムとは違うものだと、いうことで、解釈すればよろしいんですか。
4:08:25	北海道電力の平田です。嘘これそのものが違うという認識は、での記載ではございませんでした。
4:08:36	対策として、そう。申し訳ないですよ女を踏まえた上で、泊の記載として、新たな設計の部分を追記したという考え方になってございまして、
4:08:47	システムを全体を踏まえて、ちょっと不適切な部分が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



4:08:53	入りましてはみちよっとそこ、設計側の方と確認してですね主、記載を見直したいなと思ってございます。
4:09:01	火災対策室の齋藤ですけど、元も東垂8条の話も含めて、次のAの4201の規格をきちっと確認した上で、用語の定義っていうのをそっから引っ張るとというのが建築基準法上の考え方ですから、
4:09:18	その要望を見た上で、適切な表現にしていいただければと思います。
4:09:24	し説明し、説明の部分についてはその部分、また、
4:09:29	確認をお願いしたいと思います。よろしいですか。
4:09:33	北海道電力の平田です。はい確認した上で資料の方を適切に反映させていきたいと思ってございます。
4:09:42	井出なんで、
4:09:45	パッと見ていった中で確認したいところが後もう1ヶ所あって、
4:09:53	どこだっけな。
4:09:56	えっとですねえ。
4:10:01	あ、そうだ。
4:10:02	衛藤。
4:10:04	そう。今回すいませんここの話の中で女川と比較する中で、女川は論を使っていて、今回、
4:10:13	泊としては二酸化炭素も使用すると、というような書きぶりだったと思うんですけども、二酸化炭素を採用して採用しようとする。
4:10:24	理由とか、あとその安全性、安全性ってのは要は紛失したときに、きちっと人命の
4:10:33	部分が安全性が担保されるということまで確認した上で二酸化炭素を採用されようとしているのかっていうところのちょっと考え方について、
4:10:43	わかるようにちょっと教えていただいてもいいですか。
4:10:49	北海道電力の平田です。泊としましては、まず原則、ハロン消火設備を使っているというところは、原則になってございます。その上で人が立ち入ることが、
4:11:02	ごくまれなところ場所としては、3号機で新たに設置したCO <sub>2</sub> 設備を設けた場所は1ヶ所になってございます。そこにつきましては、
4:11:13	人がハイタッチもし入る場合には、c o通録といいまして、自動噴射しないようなシステムを用いております、
4:11:23	人に対する安全はシステムとして確保しているというふうな設計になってございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:11:31	はい。火災対策室の齋藤ですありがとうございますじゃあ、二酸化炭素をつけようとする場所は1ヶ所ということで、具体的な場所が、
4:11:41	秘密にかからないような話であれば教えていただきたいんですけども。
4:11:47	北海道電力の平田です。COTソー設備の消火設備を新たに設置したのは、固体廃棄物貯蔵庫のドラム缶保管エリア、
4:11:58	という場所になってございます。
4:12:04	はい
4:12:05	はい。わかりました。それとあと、こっちだけですかね。
4:12:12	イナートガスも使おうとされてますよね。これの下、採用しようとしてる考え方についてすいません。また同じようにわかる範囲でお願いしたいんですけども。
4:12:42	北海道電力の向仲野です。
4:12:45	衛藤。
4:12:46	イナートガス消火設備については、中央制御室下にありますフロアケーブルダクトに使用しております。
4:12:54	こちらのフロアケーブルダクト等について、
4:12:57	では中央制御室の下にございまして、イナートガスの性状としまして、人体に対して、
4:13:10	二酸化炭素消火設備に比べますと、有害ではないと。
4:13:14	というような整理のもとに、
4:13:17	中央制御室車のフロアケーブルダクトについては、イナートガス消火設備を設置しております。なお、イナートガス消火設備の
4:13:27	こちらに多少障防法の被圧高を設けなければいけないかと思うんですけども、こちらにつきましても、屋外に出るように日圧を設けておりますので、そういった面でも
4:13:39	はい。
4:13:41	消防法に準拠して、設置しているような状況になっております。
4:13:45	火災対策室の齋藤です。主、この部分については承知しました。また内容等についてですね必要に応じて確認をさせていただきたいと思っております。
4:13:56	この部分についてはこれまでであともう1ヶ所なんかあったな、なんだっけ。
4:14:06	あそうだ。
4:14:10	41条関係の話っていうのはすいません私が不勉強なのかもしれないんですけど、火災区画と火災区域の、火災区域と火災区画の取り方については、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	特に変わった話は変わったことはないという認識でよろしかったですか。
4:14:25	北海道電力の向仲野です。はい。41 条側の火災区域の取り方も、建屋外壁、
4:14:35	火災区域として設定しております。
4:14:38	ただ代替非常発電機のエリアについては屋外ですので屋外の火災区域として設定しております。
4:14:47	ありがとうございます。こちら屋外の火災区域を設定していると、いうことなんですね。
4:14:55	どう電力の向井中内はご認識の通りで、代替非常発電機のエリアにつきましては、屋外の火災区域でございます。
4:15:02	すいません屋外の火災区域を設定したときに、感知消火のうちの感知については、どういう方針で臨まれるのかだけ教えていただいていた方がいいですか。どっかに記載があるというのであればその記載の場所もあわせてご説明ください。
4:15:21	北海道電力の向中野です。記載箇所を今探しますので少々お待ちください。
4:16:10	北海道電力の平田でちょっと資料ページ該当ページ、探していますがまず、口頭で先に説明させていただきますと、屋外火災区域の代替自動発電機につきましては、
4:16:23	炎感知器と、あとは熱カメラ、この二つをもちまして火災の感知を行う設計となっております。
4:16:34	ちょっとそっか。
4:16:35	いいですか。あれですね場所としては41の本文の20ページの真ん中のCって書いてあるところですかね。
4:16:45	電力の向仲野ですはい、ご認識の通りでございます。
4:16:49	はい火災対策室の齋藤です。はい。
4:16:54	ここにもきさありますが、
4:16:59	要はね、熱監視、
4:17:02	赤外線カメラは、これは熱を感知するというためのもの
4:17:08	であとそれに炎感知器をつけるということで、それが異なる2種類という形になってるんですかね。
4:17:18	あと電力の向仲野です。申し訳ございません
4:17:22	一つ訂正させていただきたいんですけども、この感知器ではなく、コードを検知するセンサーでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:17:29	検定品ではなくて、炎をかん検出する、検出装置みたいなものということなんですね。
4:17:39	北海道電力の向井仲野図は、ご認識の通りです。
4:17:43	はい。それであればですね感知器という用語についての考え方について用語をですねきちっと整理していただきたいと思います。基本的に感知器という言葉は、
4:17:55	技術基準で消防法施行規則を使うということ考えた場合には国家検定受けたものが基本的な感知器になると思うんですね。それ以外のものについては
4:18:05	用語たとえばP L A N Tさんであれば最近では検出装置とかいう言い方をすることが多いと思いますけれども、用語の定義の整理をですね、こういうところできちっとしていただいて、
4:18:16	他のところ、今後、今後の工認とかも含めてですね、トラブルが起きないようにですね、豊そうしたところの部分も考えていただければと思います。
4:18:28	ダイドー電力の向仲野です。
4:18:30	確かに
4:18:32	先行プラントさんの設工認の審査の中で、火災感知設備の中で、検出するセンサー。
4:18:40	この検出するセンサーですとかそういった部分について、しっかりと用語を書き分けているというのは、はい。存じ上げております。
4:18:49	ので、こちらの弊社の泊3号炉の、こちらの資料につきましても、そういった用語適切に修正するようにいたします。
4:19:01	はい。火災対策室の笹井齋藤です。8条の部分もあわせてですね、そういったところ対応をお願いしたいと思います私からは以上です。
4:19:10	他よろしいでしょうか。
4:19:16	はい。
4:19:17	はい。事業者側からも41条についてよろしいでしょうか。
4:19:22	はい。今日1日を通じて、
4:19:25	もうよろしいでしょうかはい。
4:19:27	はい。それではこれで、本日のヒアリングは終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。